

平成30年11月9日（金曜日）

第 3 号

平成30年
北海道議会 決算特別委員会第1分科会会議録

第3号

平成30年11月9日（金曜日）

総務課長補佐 飯野延弘君

出席委員

委員長

道見泰憲君

副委員長

藤川雅司君

菊地葉子君

阿知良寛美君

丸岩浩二君

梅尾要一君

中川浩利君

赤根広介君

梶谷大志君

吉田祐樹君

八田盛茂君

大崎誠子君

竹内英順君

出席説明員

警察本部長 和田昭夫君

総務部長 池田康則君

交通部長 西川寿典君

総務部参事官
兼総務課長 島村諭支敏君総務部参事官
兼会計課長 松本孝作君交通部参事官
兼交通企画課長 大矢雅彦君

交通規制課長 和島正君

総務課調査官 鈴木琢哉君

保健福祉部長 佐藤敏君

保健福祉部
少子高齢化対策監 粟井是臣君

保健福祉部次長 関下秀明君

地域医療推進局長 三瓶徹君

健康安全局長 竹縄維章君

福祉局長 京谷栄一君

高齢者支援局長 鈴木隆浩君

子ども未来推進局長 花岡祐志君

保健福祉部技監 竹内徳男君

障がい者支援
担当局長 植村豊君

総務課長 道場満君

政策調整担当課長 佐賀井祐一君

地域医療課長 小川善之君

医師確保担当課長 吉田充君

地域医療課医療参事
兼医務薬務課
医療参事 人見嘉哲君

医務薬務課長 竹澤孝夫君

看護政策担当課長 古川秀明君

地域保健課長 及川忠弘君

がん対策等担当課長 築島恵理君

地域福祉課長 岡本收司君

人材確保担当課長 宮澤宏君

障がい者保健福祉
課長 東秀明君

高齢者保健福祉課長 野崎耕二君

地域包括ケア
担当課長 後藤琢康君

【第1分科会 11月9日 第3号】

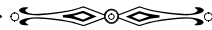
子ども子育て
支援課長 鈴木一博君
自立支援担当課長 森本秀樹君

同
同
同
同
同
同

伊勢村 亮君
高橋 学君
羽生 孝之君
小野寺 輝彦君
井 溪 雅晴君
浅水 舞君

議会事務局職員出席者

議事課主幹 西本 司君
議事課主査 中川 雅年君



午前 10 時 開議

○道見泰憲委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔中川主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

菊 地 葉 子 委員
梅 尾 要 一 委員

であります。

○道見泰憲委員長 まず、本分科会における審査日程についてお諮りいたします。

本分科会の審査は、お手元に配付の審査日程及び質疑通告のとおり取り進めることにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○道見泰憲委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

(上の審査日程は巻末に掲載する)

○道見泰憲委員長 それでは、報告第1号を議題といたします。

1. 公安委員会所管審査

○道見泰憲委員長 これより公安委員会所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

丸岩浩二君。

○丸岩浩二委員 おはようございます。

それでは、通告に従い、御質問をさせていただきます。

本年10月末現在の交通事故の発生状況を見ますと、発生件数、死者数、傷者数ともに、昨年同期に比べて減少しているとのことであります。

これは、ドライバーの皆さんはもとより、交通安全活動に携わる関係者の皆様の日ごろの取り

組みが成果としてあらわれたものと受けとめておりますが、この広い北海道において、人々を交通事故から守るためには、道警察が整備する信号機を初めとする交通安全施設も欠かせない重要な要素の一つであり、さきの胆振東部地震による全道規模の停電においても、信号機の重要性を再認識したところでもあります。

そこで、以下伺ってまいります。

まず、全道での信号機の設置状況は、10年前と比べてどのような状況になっているのか、信号機の新設状況についても、最近5年間の状況はどのようなになっているのか、伺います。

○道見泰憲委員長 交通規制課長和島正君。

○和島交通規制課長 全道における信号機の設置状況についてであります。信号機の設置数は、平成29年度末現在、1万3040基で、10年前の平成20年度末現在は1万2867基であり、10年前と比べて約170基増加しております。

また、最近5年間の信号機の新設数は、平成26年度が3基、平成27年度が11基、平成28年度が5基、平成29年度が4基であり、平成30年度は9基を予定しております。

○丸岩浩二委員 今御答弁いただきましたように、10年前に比べて信号機の数170基ほどふえておりますが、信号機の設置を要望する地域住民の声というのはたびたび耳にしている次第であります。

地域住民からの信号機設置に関する要望はどのような状況なのか、伺います。

○和島交通規制課長 信号機の設置に関する要望についてであります。平成29年度は、806カ所の地点における要望を把握しております。

○丸岩浩二委員 昨年度の信号機の設置要望の806件に対し、新設は4基ということから、信号機の新設は非常に少ないと感じるわけから、

どのような基準で信号機を設置しているのか、伺います。

○和島交通規制課長 信号機の設置基準についてであります。信号機の設置は、警察庁が示した信号機設置の指針に基づき実施しております。

信号機の設置に当たっては、同指針において、道路の幅員や交通量、隣接する信号機との距離などに関する基準が示されていることから、事前にこれらの点について調査分析するとともに、他の対策により代替が可能か否かを考慮した上で、真に必要性が高い場所を選定しております。

○丸岩浩二委員 道警察では、例えば、廃校になった学校近くの信号機など、必要性が低下した信号機を必要性の高い場所へ移設していると聞いておりますが、これまでの移設状況はどのようなになっているのか、過去5年間の状況を伺います。

○和島交通規制課長 信号機の移設状況についてであります。過去5年間の信号機の移設数は、平成26年度が5基、平成27年度が7基、平成28年度が10基、平成29年度が17基であり、平成30年度は11基を予定しております。

○丸岩浩二委員 信号機の新設と移設に要する経費はどの程度なのか、伺います。

○和島交通規制課長 信号機の新設と移設に要する経費についてであります。モデルケースで

【第1分科会 11月9日 第3号】

申しますと、新設に要する経費については、四つ角の交差点に、車両用信号灯器を4灯、歩行者用信号灯器を8灯、横断歩道、停止線を設置した場合は約800万円、信号機の移設に要する経費については、四つ角の交差点に、車両用信号灯器を4灯、歩行者用信号灯器を8灯、横断歩道、停止線を移設した場合は約470万円であります。

○丸岩浩二委員 単純に、車の交通量や歩行者が少なくなったということだけで、信号機の撤去や移設を行えばよいというものではないと考えますが、一方で、限られた財源のことを考えますと、道内の信号機の設置状況を詳細に点検した上で、真に必要性が高い場所に移設をしていくことも必要であると考えます。

道警察では、今後、信号機の整備をどのように進めていくのか、お伺いします。

○道見泰憲委員長 交通部長西川寿典君。

○西川交通部長 信号機の整備に対する考え方についてであります。信号機は、交通の安全確保と円滑化のために設置するものであります。一方で、交通量の少ない場所などでは、設置したことによって、車両等を不要に停止させるほか、信号無視を誘発するなど、交通事故の危険性があります。

このため、道警察では、引き続き、交通実態の変化等に即した信号機であるかの点検を行い、必要性が低減したものは撤去し、より必要性が高い場所への移設を行うなど、信号機の整備を進めていくこととしております。

○丸岩浩二委員 次に、信号機の減灯対策についてであります。さきの胆振東部地震による全道規模の停電では、相当数の信号機が消えてしまいました。

昨年の第2回定例会の予算特別委員会で、我が会派の同僚議員が、災害時における信号機の減灯対策について質問した際、当時の交通部長は、停電時に自動で復旧する信号機のさらなる整備を検討する旨、答弁されましたが、道警察では、これまでどのように取り組んできたのか、自動復旧型信号機の道内における現在の設置数や設置率はどのようになっているのか、伺います。

○和島交通規制課長 自動起動型の信号機電源付加装置の整備についてであります。道内における電源付加装置の設置数は、平成29年度末現在、199基であり、全信号機における設置率は1.5%となっております。

道警察では、災害発生時における避難経路及び緊急交通路を的確に確保するため、平成7年度以降、電源付加装置の整備を推進してきたところであり、平成30年度につきましては、新たに、緊急防災・減災事業債による事業などによって34基を新設するとともに、51基を更新することとしております。

○丸岩浩二委員 今、自動復旧型信号機の道内での設置率は1.5%ということでありました。

まだ整備が進んでいないという印象を受けるわけですが、通常の信号機と比べて、自動復旧型信号機の新設や保守点検などに要する経費を伺います。

○和島交通規制課長 電源付加装置の新設等に要する経費についてであります。既設の信号機に電源付加装置を設置する場合は約430万円、電源付加装置の保守点検は、1基当たり年間で約

1万8000円であります。

○丸岩浩二委員 胆振東部地震による全道での停電によって、非常に多くの信号機が機能せず、道路交通の安全を確保することが著しく困難となり、道民生活や道内の経済活動に大きな影響を与えました。

このたびの大規模な停電で信号機にどのような影響が生じたのか、これに警察はどのように対応したのか、交通事故の発生状況を含めて伺います。

○道見泰憲委員長 交通部参事官兼交通企画課長大矢雅彦君。

○大矢交通部参事官兼交通企画課長 大規模停電による信号機への影響等についてであります。本年9月6日の胆振東部地震発生による大規模停電の直後には、電源付加装置が作動した信号機を除く全ての信号機が滅灯したところであります。

その後、全ての信号機の復旧が確認できた9月9日までの間、延べ約1800人の警察官を、最大時で526カ所の主要交差点に配置し、手信号による交通整理を実施したところであります。

また、9月30日までに把握した交通事故の発生状況については、信号機滅灯期間中における4日間の人身交通事故は51件で、発災前4日間の102件と比較し、半減したところであります。

○丸岩浩二委員 ほとんど全ての信号機が消えてしまった中、幸いにも人身交通事故はむしろ減少したとのことであります。

信号機が消えた交差点では、多くの警察官が長時間にわたって交通整理に取り組んでおられたことに、この場をかりまして心から敬意を表するところであります。

これは、あくまでも、臨時、応急の対応でなければならぬわけでありまして、一般車両や災害対策に当たる車両の安全通行の確保はもとより重要であります。警察官には、救出、救助、また避難誘導など、ほかの災害業務に当たっていただくためにも、これまで以上に、自動復旧型信号機の整備を重点的、計画的に進めることが重要と考えるところであります。

どのように取り組んでいかれるのかをお伺いし、私の質問を終わります。

○西川交通部長 今後の取り組みについてであります。道警察といたしましては、引き続き、災害発生時における混乱を最小限に抑えるため、道内の主要幹線道路、または、主要幹線道路と災害応急対策の拠点とを連絡する道路に設置されている重要な信号機を重点として、停電時においても信号機の機能を維持することができる電源付加装置の整備を計画的に推進してまいります。

○丸岩浩二委員 ありがとうございました。

○道見泰憲委員長 丸岩委員の質疑は終了いたしました。

藤川雅司君。

○藤川雅司委員 私からは、自転車の安全運転についてお伺いをいたします。

自転車は、環境に優しい乗り物であり、また、便利な乗り物なのですけれども、基本的には車道を走るということになっておりまして、自動車を運転する者にとっては、非常に危険あるいは邪魔な乗り物となってしまいます。また、歩道を走ると、今度は歩行者にとって危険な乗り物と

【第1分科会 11月9日 第3号】

なってしまう、こういうジレンマがあるわけですが、うまく調和がとれないものかなというふうにも思うわけであります。

さらに、自転車関連の事故も結構起きているように思われますが、順次質問をしていきたいと思えます。

まず、昨年の自転車関連事故の発生数、死者数、傷者数は、10年前の平成20年と比べてどのような状況にあるのか、お伺いをいたします。

○道見泰憲委員長 交通部参事官兼交通企画課長大矢雅彦君。

○大矢交通部参事官兼交通企画課長 自転車が関連する人身交通事故についてであります、平成20年は、発生件数が3605件、死者数が18人、負傷者数が3650人であります。

また、昨年は、発生件数が1457件、死者数が7人、負傷者数が1470人となっており、いずれも10年前と比較して半数以下に減少しております。

○藤川雅司委員 死者数は半数以下になっているとのことであります。関係者の皆さんの努力の結果かなというふうに思えます。負傷者数などは、警察に報告がないものはわからないということもあろうかと思えますけれども、全体として半数以下に減少しているのは、いいことでしょうか、少なくなってゼロになってほしいなと思えます。

そこで、昨年の自動車と自転車との交通事故の発生数、死者数、傷者数は、10年前と比べてどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○大矢交通部参事官兼交通企画課長 自動車と自転車との人身交通事故についてであります、平成20年は、発生件数が3577件、死者数が18人、負傷者数が3622人であります。

また、昨年は、発生件数が1432件、死者数が6人、負傷者数が1444人となっており、こちらも、10年前と比較して半数以下に減少しております。

○藤川雅司委員 自動車と自転車との人身交通事故についても半数以下になっているという答弁でありました。

一方、今、幼児を乗せて自転車を運転する方が多くて、よく見かけるのですけれども、6歳未満の幼児を乗せた自転車が関連する交通事故によって負傷した幼児は何人いるのか、10年前と前年の数、さらには、過去10年間の総数を含めてお伺いいたします。

○大矢交通部参事官兼交通企画課長 自転車が関連する人身交通事故のうち、同乗していた6歳未満の幼児の負傷者数についてであります、平成20年は13人で、昨年は5人となっております。

また、過去10年間の総数につきましては68人となっておりますが、死亡事故の発生はありません。

○藤川雅司委員 自転車の事故は、10年前と比べてかなり減少して、半数以下になっていて、子どもの死亡事故については道内ではないということでありました。

しかし、ことしの7月に、横浜市内で、母親が幼児2人を乗せて走っていた電動自転車が転倒して、だっこしていた1歳の子どもが頭を打って死亡するという、痛ましい事故が発生しまし

た。母親は、子どもを保育園に送っていく途中だったということなのですが、必死になって子どもを送っていたと想像がつくわけです。

実は、私も、昨年、車を運転中に、だっこして自転車を運転しているケースを2件見かけ、そのうちの1件は傘を差していたのです。危ないなと思っていました。そうしたら、横浜で事故が起きてしまったということで、残念というか、痛ましい事故だなと思っております。

最近、親御さんというか、保護者の方は、子どもをおんぶするのではなくて、自分の体の前で、だっこひもでだっこするという方がふえております。おんぶがいいのか、だっこがいいのか、メリット、デメリットがそれぞれあるようではございますけれども、体の前でだっこして自転車を運転するのは危険な行為ということで、道公安委員会規則では許されていません。

このことが余り知られていないように思われるわけですが、道警察の認識をお伺いいたします。

○大矢交通部参事官兼交通企画課長 保護者と幼児の乗車方法の道民への周知に対する認識についてであります。保護者が4歳未満の幼児を自転車に同乗させる場合は、同乗者の安全確保のため、保護者が幼児を背負い、ひも等で確実に緊縛することが北海道公安委員会規則で定められているところであります。

道警察では、これまで、幼児や保護者を対象とした自転車安全教室を開催してきたところであり、昨年は、道内各地において20回開催したほか、ホームページ等を活用しながら、自転車の正しい乗車方法等について周知を図っているところであります。

道警察といたしましては、引き続き、道を初めとする関係機関・団体と連携して、広く道民に周知するための取り組みを推進していかなければならないものと認識しております。

○藤川雅司委員 私が見た2件のケースのほかにも、だっこして自転車を運転するというケースがたくさんあるのかどうか、ちょっとわかりませんが、横浜では、現実に、子どもをだっこしながら自転車を運転して死亡事故が起きてしまった。本当に悲しい事故だと思うのですが、こういうことが起こらないように、今後の取り組みが重要だと思うのです。

自転車については、だっこして走行する自転車以外にも、車道を逆走したり信号を無視するなど、危険な運転をする自転車を見かけるわけではございますけれども、昨年発生した自転車に関連する交通事故のうち、自転車側にも違反がある交通事故の状況について、10年前と比べてどうなっているのか、お伺いいたします。

○大矢交通部参事官兼交通企画課長 自転車側に違反がある人身交通事故の発生状況についてであります。平成20年は1051件で、昨年は412件となっており、10年前と比較して半数以下に減少しております。

○藤川雅司委員 先ほど来、自転車による事故の件数についてお伺いをしてきておりますが、10年前に比べて半数以下に減少しているということですので、さらなる減少に向けて取り組んでいただきたいと思いますと思うのですが、今後どうやって取り組んでいくのかということが重要です。

道警察では、自転車利用者のマナー向上や、自転車に関連する交通事故を減らすために、今ま

【第1分科会 11月9日 第3号】

でどのような対策を行ってきたのか、そしてまた、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○道見泰憲委員長 交通部長西川寿典君。

○西川交通部長 今後の取り組み等についてであります。これまで、道警察では、幼児とその保護者、児童生徒といった対象年齢に合わせて開催する自転車安全教室や安全講話等の機会において、交通安全教育を実施するとともに、自転車の違反行為に対しましては、イエローカードを活用した指導警告や、交通事故に直結するような悪質、危険な違反に対する取り締まりを実施しているところであります。

道警察といたしましては、引き続き、関係機関・団体と連携した交通安全教育や広報啓発活動のほか、街頭での指導取り締まりを実施し、自転車の交通事故防止に努めてまいります。

○藤川雅司委員 自転車の安全運転の啓発という点では、道でいうと環境生活部の所管であるわけで、その所管審査でも私は質問したいと思えます。

先ほども言いましたように、お子さんをだっこして自転車に乗って保育園に送るという姿は、私も経験がありますけれども、朝の本当に忙しいときに子どもを保育園に送っていくということで、必死になって、そういう状態で運転しちゃったのではないかと思います。事故がなければいいなと思っていたら、横浜で起きてしまいました。

今後、死亡事故だけではなく、どういう事故もないにこしたことはないのですけれども、未然に防ぐ方法があるのではないかと思いますので、ぜひ、自転車の事故防止に向けて取り組んでいただきたい、このことを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○道見泰憲委員長 藤川委員の質疑は終了いたしました。

菊地葉子君。

○菊地葉子委員 信号機の停電対応等についてお伺いいたします。

さきの胆振東部地震において、全国で初めてのブラックアウトという現象が北海道で起きました。道内の主要交差点でも交通事故が発生し、私も運転は自粛しましたが、改めて、信号機の重要性を本当に痛感したところです。

そこで伺いますが、大災害などで停電が発生しても非常用電源で点灯する停電対応信号機の設置が全国で進んでいるということです。

ところが、道内では、残念ながら、そのような信号機の設置が余り進んでいない状況であると伺っていますが、実態はいかがなんでしょうか、伺います。

○道見泰憲委員長 交通規制課長和島正君。

○和島交通規制課長 道内における信号機電源付加装置の設置数についてであります。平成29年度末現在、199基であります。

○菊地葉子委員 非常用電源装置を備えた信号機は、現在、道内に199基整備されているとのことですが、どんな場所に、どれだけ設置されているのでしょうか。

また、その際、設置場所を選定する上での国の基準はどのようにになっているのか、あわせて伺います。

○和島交通規制課長 信号機電源付加装置の設置場所及び整備基準についてであります。道内では、平成29年度末現在、札幌市内に72基、函館市内に20基など、交通渋滞が予想される主要幹線道路を中心に整備しております。

また、国の基準は、主要幹線道路、または、主要幹線道路と災害応急対策の拠点とを連絡する道路に設置されている重要な信号機への整備を推進することとされております。

○菊地葉子委員 ただいま伺いました整備基準を踏まえますと、2017年度末現在の設置台数の199基というのは余りにも少ないと思います。

停電対応信号機を抜本的にふやす必要があると考えますが、今後、2018年度以降、どこに、どれだけふやすつもりか、必要数に占める整備率についてもあわせて伺います。

○和島交通規制課長 今後の信号機電源付加装置の設置予定についてであります。電源付加装置の整備基準を踏まえた平成29年度末現在の必要数は293基であり、必要数に占める整備率は67.9%であります。

このため、道警察では、平成30年度において、函館市、旭川市、苫小牧市などに電源付加装置34基を新設することとしております。

なお、これにより合計で233基となり、必要数に占める整備率は79.5%となります。

○菊地葉子委員 電源付加装置の耐用年数は19年とのことですので、毎年の新規整備と、耐用年数の超過による更新が必要となります。

2017年度と2018年度のそれぞれの整備基数は何台なのか、お伺いいたします。

○和島交通規制課長 信号機電源付加装置の整備基数についてであります。平成29年度は15基を更新し、平成30年度は、34基を新設、51基を更新することとしております。

○菊地葉子委員 一方、他県の状況を見ますと、停電対応信号機の整備率が10%以上の都府県が四つもあります。

整備率が18%で、全国トップの宮城県では、どのような施策を実行してここまで進んだのか、どこが北海道と違うのかは調査していますでしょうか、伺います。

○和島交通規制課長 宮城県における信号機電源付加装置の整備についてであります。宮城県では、国の補助事業などを活用して整備したものと承知しております。

○菊地葉子委員 宮城県は、国の補助事業を活用して整備し、全国トップの整備率となっているわけですが、要するに、整備していこうとする構えが重要なのかなというふうに思います。

近年、地震や台風など災害の脅威が格段に高まっております。いつまた、全道とは言わないまでも、大規模な停電が発生するかわからない情勢でありますから、必要な場所全てに電源付加装置を早急に整備する必要があります。

今後、どのように整備していくおつもりか、部長の決意を伺いたいと思います。

○道見泰憲委員長 交通部長西川寿典君。

○西川交通部長 今後の方針についてであります。道警察といたしましては、引き続き、災害発生時における混乱を最小限に抑えるため、国の整備基準を踏まえた電源付加装置の整備を計画的に推進してまいります。

○菊地葉子委員 終わります。

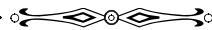
○道見泰憲委員長 菊地委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって、公安委員会所管にかかわる質疑は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩



午前10時35分開議

○道見泰憲委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 保健福祉部所管審査

○道見泰憲委員長 これより保健福祉部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

丸岩浩二君。

○丸岩浩二委員 それでは、通告に従い、質問をいたします。

初めに、麻疹、風疹の予防対策についてであります。日本における麻疹、いわゆるはしかは、平成27年3月に、世界保健機関西太平洋地域事務局から、排除状態にあることが認定されていますが、その後も、海外で感染した患者が原因の国内での感染例が散見され、本年3月には、沖縄県内で旅行客が麻疹と診断され、那覇空港で患者と接触歴のあった方や同じ施設を利用した方を中心に、麻疹患者の発生が続き、その後、愛知県などにも感染が拡大したことが話題となりました。

また、風疹の患者が7月下旬から関東地方で急増しており、先月には、関東地方を中心に、毎週、100人を超える患者の発生が報道されていることから、こうした状況を踏まえ、麻疹、風疹の流行の要因や感染予防対策などについて伺ってまいります。

まず、麻疹、風疹の患者の発生状況についてですが、麻疹、風疹のそれぞれについて、過去5年間の全国と道内における発生状況はどのように推移しているのか、伺います。

○道見泰憲委員長 地域保健課長及川忠弘君。

○及川地域保健課長 麻疹、風疹の患者の発生状況についてであります。国の感染症発生動向調査によりますと、麻疹について、平成25年は、全国が229人、道内では2人、平成26年は、全国が462人、道内では13人、平成27年は、全国が35人、道内では1人、平成28年は、全国が165人、道内では1人、平成29年は、全国が189人、道内では1人、本年は、10月28日現在で、全国が244人、道内では1人となっているところでございます。

また、風疹については、平成25年は、全国が1万4344人、道内では109人、平成26年は、全国

が319人、道内では4人、平成27年は、全国が163人、道内では4人、平成28年は、全国が126人、道内では1人、平成29年は、全国が93人、道内ではゼロ人、本年は、10月28日現在で、全国が1692人、道内では12人となっているところでございます。

○丸岩浩二委員 麻疹、風疹の感染予防には予防接種が有効であり、現在では、麻疹・風疹用ワクチンの予防接種が、1歳から2歳になるまでの1年間と、小学校入学前の1年間のそれぞれの期間に行われ、2度のワクチン接種で確実に抗体が形成されると言われておりますが、それにもかかわらず、麻疹、風疹が流行している要因について伺います。

○及川地域保健課長 麻疹、風疹の流行についてであります。厚生労働省によりますと、麻疹に関しては、WHOにより、日本は排除状態にあると認定されておりますが、海外で感染した患者を契機として、本年3月から6月にかけて、沖縄県を中心に流行したところでございます。

また、風疹に関しましては、現在、関東地方を中心に、例年と比較して患者数が大幅に増加しているところでございます。

こうした状況の背景には、これまでの予防接種制度の変遷から、麻疹につきましては、男女を問わず、20代後半から40代半ばの方、風疹につきましては、30代から50代の男性などを中心に、予防接種を1度しか受けていない等の理由により、抗体が十分できていない方が一定程度存在していることによると言われているところでございます。

○丸岩浩二委員 国では、国や地方公共団体、医療、教育、保育の関係者などが連携して取り組むべき施策の方向性を示す特定感染症予防指針の一部を昨年12月に改正し、医師の届け出の迅速化や積極的疫学調査の強化などを図っていますが、今年の流行を受けて、厚生科学審議会において、発生予防及び蔓延の防止などに向けた取り組みを徹底させるため、再度、指針の改正を進めているとのこととあります。その概要について伺います。

○及川地域保健課長 特定感染症予防指針の改正についてであります。麻疹と風疹に関する特定感染症予防指針は、国において、発生予防及び蔓延の防止等を目的にそれぞれ策定されているところであり、5年ごとに再検討を加えるとともに、必要があるときにこれを変更することとされているところでございます。

国においては、昨今の麻疹と風疹を取り巻く状況の変化を踏まえ、改正を行おうとしており、現在、厚生科学審議会において、定期予防接種の実施率向上に向けた対策の強化、児童福祉施設、医療機関の職員等への予防接種の推奨、海外に渡航する者や空港職員等への予防接種の推奨、風疹抗体検査から確実に予防接種へつなげることなどについて審議が行われていると承知しているところでございます。

○丸岩浩二委員 道内から道外や海外に行かれる方も多く、安心して仕事や旅行をするために、麻疹、風疹の対策は大変重要であります。

特に、風疹は、妊娠初期の女性が風疹ウイルスに感染すると、出生児が、先天性心疾患や難聴、白内障などの症状を有する先天性風疹症候群を発症する可能性があることから、みずからの抗体の状況をきちんと確認しておく必要があります。

道では、先天性風疹症候群の発生を防止するための対策として、風しん抗体検査事業を実施し、検査費用の助成を行っておりますが、その事業の概要と昨年度の実績を伺います。

○及川地域保健課長 風しん抗体検査事業についてであります。道では、妊娠を希望する出産経験のない女性や、出産経験がなく、かつ風疹抗体ができない女性の配偶者などを対象に、風疹抗体検査に要する費用を助成しているところでございます。

昨年度につきましては、431件の助成をしており、本年度については、10月末現在、302件の助成をしているところでございます。

○丸岩浩二委員 これまでの風疹の予防接種制度では、20代後半から30代の男性の予防接種は、幼児期か中学生のときの1度のみであり、40代以上の男性は1度も実施されていないことから、国の調査では、風疹の抗体がないか、抗体価の低い方が一定程度いることが確認されており、このため、国は、風しん抗体検査事業の対象をこうした男性にまで拡大するための費用を来年度の概算要求に盛り込んでおります。

こうした国の動きを踏まえ、道としても、今後、対応を検討すべきと思いますが、見解を伺います。

○及川地域保健課長 国の抗体検査事業についてであります。厚生労働省におきましては、風疹抗体検査の費用を助成する事業の対象者を、30代から50代の抗体保有率が低い世代の男性に拡大することで、風疹を排除するための対策を推進することとし、平成31年度概算要求に盛り込んでいるところでございます。

道内でも、本年度発生した12件のうち、6件は30代から50代の男性であることから、道としては、国の検討状況を注視し、情報収集を行っていく考えでございます。

○丸岩浩二委員 現在の制度のもとで、麻疹・風疹用ワクチンの定期予防接種は、市町村が無料で行っており、費用の9割が地方交付税で措置をされていますが、風疹抗体検査の結果、抗体価が低いことなどが確認され、予防接種を受けようとしても、費用は全額が自己負担となります。

このような場合に、予防接種を推奨するだけではなくて、ワクチン接種に確実に結びつけるためには、特に、妊娠を希望される女性を対象としたワクチン接種費用の助成が有効と考えます。

道として、対応を検討する必要があると思いますが、見解を伺います。

○道見泰憲委員長 健康安全局長竹縄維章君。

○竹縄健康安全局長 風疹の予防接種費用の助成についてであります。現在、国において改正が検討されている風しんに関する特定感染症予防指針の案でも、風疹抗体検査から予防接種へと確実につなげることが重要とされており、先天性風疹症候群を予防するため、風疹抗体検査により抗体価が低いと判明した方につきましては、速やかに予防接種を受けられる環境づくりが重要と考えております。

このため、道では、他都府県とともに、妊娠を希望している女性やその配偶者など、抗体価が低い方々のワクチン接種への助成や、必要となるワクチンの確保などについて国に要望しているところであり、現在も関東地方を中心に風疹が流行しておりますことから、引き続き、他都府県

と連携をし、国に対して要望していく考えでございます。

○丸岩浩二委員 道内では、幸い、今のところ麻疹や風疹の流行の兆しは見られていませんが、海外などに行かれる方だけではなくて、インバウンドを中心に、道内の観光客が増加をしておりますので、道民の皆さんが安心して暮らせるよう、麻疹、風疹の感染防止対策を強化することが求められるわけであります。

定期予防接種時における確実な接種、幼児、児童、妊婦と接する機会が多い児童福祉施設や学校などの職員へのワクチン接種の勧奨など、取り組みを徹底していく必要があると思います。

道は、今後、どのように取り組みを進めるのか、伺います。

○道見泰憲委員長 保健福祉部長佐藤敏君。

○佐藤保健福祉部長 今後の取り組みについてでございますが、麻疹、風疹の感染を防ぐためには予防接種が有効でございますことから、道では、引き続き、ホームページ等で啓発を行いますほか、保育所、幼稚園等に通う子どもの保護者、医療機関や児童福祉施設など、患者、子どもと接する機会が多い施設に勤務する職員に対しまして、関係部局や道教委とも連携して改めて周知するなどし、啓発に取り組む考えでございます。

また、胎児がウイルスに感染し、心疾患や難聴などの症状を有する先天性風疹症候群を防ぐため、妊娠を希望する女性、御家族などへのワクチン接種費用の助成や、必要となるワクチンの確保などについて国に要望し、道内での麻疹、風疹の蔓延防止に取り組んでまいりたい考えでございます。

○丸岩浩二委員 ただいま、部長から答弁をいただきました。

道民の健康を守るための、風しん抗体検査事業の対象範囲の拡大、抗体検査の結果で抗体価が低いことなどが確認された女性を対象としたワクチン接種費用の助成については、少子化対策にもつながると思います。この件に関しては、改めて知事の考えを伺いたいと思います。委員長のお取り計らいをお願いします。

次に、病床機能分化・連携促進基盤整備事業についてであります。

9月に開催された道の総合保健医療協議会地域医療専門委員会で、昨年度の地域医療介護総合確保基金事業の事後評価が行われております。

医療分野の、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業の中で、病床機能分化・連携促進基盤整備事業について、事業の進捗におくれがあるというふうに評価されております。

この事業の概要や関連する地域医療構想の取り組みにつき、以下伺ってまいります。

まず、病床機能分化・連携促進基盤整備事業の概要について伺います。

○道見泰憲委員長 地域医療課長小川善之君。

○小川地域医療課長 病床機能分化・連携促進基盤整備事業の概要についてでございますが、道では、今後の人口構造の変化や医療のあり方の変化などを見据え、急性期から回復期、慢性期、在宅医療に至るまで、バランスがとれた医療提供体制の構築を目指し、平成28年12月に地域医療

【第1分科会 11月9日 第3号】

構想を策定したところでございます。

本事業は、構想の実現に向け、地域で不足する病床機能への転換や、病床規模の適正化とあわせて行う医療機能の強化、複数の医療機関による再編・ネットワーク化の取り組みのほか、回復期へ転換する医療機関における理学療法士の確保などを支援するものでございます。

○丸岩浩二委員 高齢化の進行や疾病構造の変化などを見据え、地域医療構想を実現するためには、地域で不足すると見込まれる病床機能への転換を促すなどして、バランスがとれた医療提供体制を構築していくことが重要と考えます。

この事業の活用を促進していく必要があると考えますが、これまで、病床機能の転換にどのように活用されてきたのか、実績を伺います。

○小川地域医療課長 活用実績についてでございますが、本事業は、平成26年度に7施設、253床、27年度に3施設、107床、28年度に4施設、138床、29年度に2施設、54床、4年間の合計で16施設、552床の、急性期から回復期などへの病床機能の転換に活用されたところでございます。

○丸岩浩二委員 事業の活用が進んでいないのは、地域のニーズに対応した事業内容になっていないことが原因と考えられます。

事業の活用促進を図るため、地域の声などを踏まえた見直しなどを行っているのか、伺います。

○小川地域医療課長 事業の見直しについてでございますが、圏域ごとに、地域で不足する医療機能などの状況がさまざまであり、それぞれの課題に応じた取り組みを支援していく必要があることから、地域における医療機関の意見などを踏まえ、これまでも、必要な見直しを行ってきたところであり、今年度は、施設整備の上限額の増額を図ったところでございます。

また、各圏域で開催する、地域医療構想に関する説明会などを活用しながら、病床機能の転換に対する補助に関し、急性期から回復期への転換のみならず、急性期から慢性期、慢性期から回復期への転換も対象となることや、病床規模の適正化に対する補助に関し、一般病床のみならず、療養病床も対象となることなど、事業の活用が可能な取り組みについて周知を行っているところでございます。

○丸岩浩二委員 平成28年12月に地域医療構想が策定され、各圏域の地域医療構想調整会議で議論が進められておりますが、2025年に必要と推計されている病床数と、これまでの病床数の推移はどのようにになっているのか、病床機能別に伺います。

○小川地域医療課長 病床機能別の病床数についてでございますが、2025年の必要病床数は、高度急性期と急性期は2万9276床、回復期は2万431床、慢性期は2万3483床と推計しているところでございます。

また、平成27年と29年の7月1日時点における病床数を比較しますと、高度急性期と急性期は4万4584床から4万3839床へ、回復期は5868床から7078床へ、慢性期は2万6653床から2万6633床へと、それぞれ推移しているところでございます。

○丸岩浩二委員 今御答弁いただきましたように、急性期や回復期の病床数には変動が見られるわけですが、2025年の必要病床数を見据えると、急性期等から回復期への転換など、さらに取り組みを加速する必要があると考えます。

各医療機関の取り組み方針などを踏まえ、構想実現のための工程表となる構想推進シートが全ての圏域で取りまとめられたとのことですが、地域における議論の進捗状況について、道はどのように受けとめているのか、伺います。

○道見泰憲委員長 地域医療推進局長三瓶徹君。

○三瓶地域医療推進局長 地域における議論の進捗状況についてでございますが、構想の策定後、全ての圏域におきまして、構想推進シートが作成され、地域の現状、課題や、今後の取り組み方針などの共有が図られるとともに、病床機能の転換や病床規模の適正化など、構想を踏まえた取り組みを進める医療機関が見られるところではありますが、今後は、地域の実情を踏まえながら、複数の医療機関による再編・ネットワーク化など、地域全体で連携しながら必要な医療を確保していくという視点に立ちまして、議論をさらに深めていくことが重要と認識しております。

以上でございます。

○丸岩浩二委員 病床機能分化・連携促進基盤整備事業の活用促進や、地域での議論の活性化など、多くの課題があるわけですが、病院完結型から地域完結型の医療への移行を目指して、地域医療構想の実現にしっかりと取り組んでいく必要があると考えます。

それぞれの地域で協調し、高度急性期から在宅医療や介護に至るまでの切れ目のないサービスを、地域の実情に合った形でバランスよく提供できる地域医療体制の構築に向け、道は、これからどのように取り組むのか、伺います。

○佐藤保健福祉部長 今後の取り組みについてでございますが、道では、本年度、21の全ての圏域において、地域医療構想に関する説明会を開催し、各医療機関の機能、患者の受療動向などのさまざまなデータや、病床機能分化・連携促進基盤整備事業を初めとする各種事業について情報提供するなどいたしまして、調整会議における議論の活性化に努めているところでございます。

今後、こうした場において、個々の医療機関の課題認識や取り組み状況を共有しながら、医療機関相互の役割分担、連携体制の整備などの議論を丁寧積み重ねるほか、道医師会と連携をいたしまして、各圏域の調整会議の議長などが、現状、課題の共有や意見交換を行う場を新たに設けるなどして、将来を見据えた医療提供体制の構築を図ってまいる考えでございます。

○丸岩浩二委員 次に、地域連携クリティカルパス活用事業についてでございますが、道では、地域の医療機関が、急性期から回復期、在宅医療を含めた維持期に至るまで、診療情報や診療計画を共有し、患者の状態に応じた医療が切れ目なく提供できるよう、ここでも地域医療介護総合確保基金を活用しながら、医療機関や関係機関の連携強化に向けた取り組みを行っています。

この事業の概要と取り組みの状況を伺います。

○道見泰憲委員長 がん対策等担当課長築島恵理君。

○築島がん対策等担当課長 地域連携クリティカルパスについてでございますが、道では、医療

【第1分科会 11月9日 第3号】

計画に基づき、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病の急性期から回復期及び維持期まで、切れ目のない、質の高い医療を提供するため、地域連携クリティカルパスをツールとして活用し、複数の医療機関で診療情報や診療計画を共有するなど、医療連携体制の充実を目指しているところでございます。

道といたしましては、地域において、市町村や医師会、中核となる病院等が、その実情に応じた取り組みを協議検討する保健医療福祉圏域連携推進会議を通じて、地域連携パスの導入を促進するとともに、平成22年度から、その普及を図るため、医育大学や医療機関、北海道医師会等で構成されるNPO法人北海道医療連携ネットワーク協議会の御協力をいただきながら、全ての2次医療圏に地域連携パスの導入が拡大できるよう努めているところでございます。

○丸岩浩二委員 基金事業では、目標を設定し、毎年度、事業評価を行っておりますが、この事業の指標はどのようになっているのか、目標値と実績値、その評価、また決算の状況を伺います。

○築島がん対策等担当課長 平成29年度の事業内容についてでございますが、基金事業では、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病の3疾病について、21の全ての第2次医療圏で地域連携クリティカルパスが導入されることを目標としており、地域医療介護総合確保基金の事後評価では、29年度は、糖尿病が21圏域の全てで導入されてA評価で、脳卒中が15圏域、心筋梗塞が12圏域のためにC評価となっております。

ネットワーク協議会において、地域連携パスとして使用する脳卒中・急性心筋梗塞あんしん連携ノートの発行、患者情報を集積、把握するための広域システム整備のほか、地域連携パスの効果的な活用方法を共有するための研修会などを実施しており、道は、その必要な経費として、1891万円を補助金として交付したところでございます。

○丸岩浩二委員 脳卒中と心筋梗塞は目標値に達していない状況ではありますが、クリティカルパスの活用が進んでいない分野の要因をどのように分析しているのか、伺います。

○竹縄健康安全局長 導入が進んでいない要因についてでございますが、連携推進会議や研修会の場で、地域の医療関係者から、地域連携パスの導入について、さまざまな意見が出されていたところであり、道では、これらの意見を踏まえまして、未導入圏域において、脳卒中、心筋梗塞の地域連携パスを活用した連携の必要性や効果について、まだ十分理解が進んでいないこと、あんしん連携ノートなどへの記入に医療機関等の負担感があることなどの要因があると考えているところでございます。

○丸岩浩二委員 脳卒中や心筋梗塞を発症した患者への対応というのは、一刻を争う急性期から、その後の回復期、維持期まで、切れ目なく、適切な医療が受けられる体制を整備充実する必要があると思います。

そのためには、あんしん連携ノートの煩雑さといった課題などを踏まえ、医療機関などの負担にならないシステムの導入を検討する必要があると考えます。

クリティカルパスの導入圏域の拡大や活用促進に向けて、道は、これからどのように取り組ん

でいくのか、伺います。

○佐藤保健福祉部長 今後の取り組みについてでございますが、地域連携クリティカルパスの導入圏域の拡大に向け、未導入圏域において、引き続き、連携推進会議等で検討いたしますとともに、より多くの医療関係者や介護関係者などを対象に、このパスの必要性や効果を周知するための研修事業に取り組むことといたしております。

また、本年度、各医療機関の電子カルテデータの一部を抽出いたしまして、インターネット上に保管し、そのデータを患者がスマートフォンで表示できる、あんしん連携ノートのアプリ化事業に新たに取り組んでいるところでございます。

このアプリ化を進めることによりまして、医療機関等の記録などの負担軽減を図りますとともに、患者本人や御家族、在宅医療・介護関係者等の利便性を向上させることにより、地域連携パスの導入拡大を進め、医療連携体制の整備に努めてまいりたいと考えてございます。

○丸岩浩二委員 それでは最後に、地域枠医師の確保について御質問をいたします。

道では、地域における医師偏在を解消するため、地域医療を担う医師の養成に向けて、これまで、医育大学の定員増を図るとともに、修学資金貸付制度を創設するなどして、地域で働く医師の確保に努めておりますが、道内における医師不足は、依然として深刻な状況が続いております。

現在、国の医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会において、将来の医師養成数についての議論が進められており、都道府県における地域枠制度についても、平成32年度から運用が厳格化されることから、道内における地域枠の状況や医師確保に向けた取り組みなどについてお伺いします。

まず、平成19年の国の緊急医師確保対策などにより、医学部の入学定員の増員が図られるとともに、増員にあわせて、平成20年度から医師養成確保修学資金貸付制度を創設し、地域医療を担う医師の養成を図っておりますが、道内の医育大学の医学部入学定員と貸付枠の推移を伺います。

○道見泰憲委員長 医師確保担当課長吉田充君。

○吉田医師確保担当課長 道内の医学部入学定員と貸付枠についてでございますが、平成19年度における3医育大学全体の医学部定員は合計300名であり、それ以降、国の緊急医師確保対策などによる定員増が図られ、平成20年度は305名、平成21年度は327名、平成22年度からは344名となり、本年度から339名となったところでございます。

また、貸付枠につきましては、医育大学や医師会、市町村などで構成する医療対策協議会での協議を経て、平成20年度は10名、平成21年度は22名、平成22年度からは32名となっているところでございます。

○丸岩浩二委員 道の地域枠制度は順調に活用されてきておりますが、昨年度は、残念ながら、旭川医科大学の貸付枠が多数残り、本年度も、北海道大学では希望者がいない状況が見られます。

【第1分科会 11月9日 第3号】

このような状況をどのように受けとめ、どう対応していく考えなのか、伺います。

○三瓶地域医療推進局長 地域枠制度の活用についてでございますが、広域分散型で、医師不足が深刻な本道におきまして、医師の地域偏在の解消を図る上で、修学資金貸付制度の貸付枠に応じた学生を確保することが重要であると考えているところでございます。

道といたしましては、現在、大学の学生に対して制度に関する説明会を開催するなどの取り組みを行っているほか、来年度入学される学生を確保するため、道内の全ての高校、道内外の予備校に対する制度の概要の配付や、大学のオープンキャンパスでのPRなど、周知方法に工夫を加えるなどして、その利用促進に努めているところでございます。

以上でございます。

○丸岩浩二委員 札幌医科大学と旭川医科大学では、独自の地域枠を設けておりますが、これはどういったものなのか、また、両大学で、道の修学資金を貸し付ける地域枠学生の選抜方法はどのように行われているのか、お伺いします。

○吉田医師確保担当課長 大学の地域枠などについてでございますが、札幌医大における独自の地域枠については、平成25年度から、一般入試の北海道医療枠、平成27年度から、推薦入試の地域枠が設けられており、これとは別に、平成20年度から、道の修学資金貸付制度と連動する推薦入試の特別枠が設けられているところでございます。

また、旭川医大における独自の地域枠につきましては、平成20年度から、推薦入試の道北・道東特別選抜枠、平成21年度から、AO入試の北海道特別選抜枠が設けられており、道の修学資金を貸し付ける地域枠学生は、道北・道東特別選抜枠や北海道特別選抜枠を含めた入学者全員を対象として募集し、貸し付けを決定した学生に対し、修学資金を貸し付けているところでございます。

以上でございます。

○丸岩浩二委員 国は、地域枠について、平成32年度から、入学後に希望者を募る方式ではなく、入試の段階で一般の定員と区別する別枠方式とするよう大学に求めておりますが、道は、国の方針を踏まえ、どのように対応していくのか、お伺いをし、私の質問を終わります。

○佐藤保健福祉部長 医学部の入学定員についてでございますが、道では、深刻な医師不足や地域偏在の状況を踏まえまして、道内の3医育大学に対して入学定員増を働きかけますとともに、修学資金貸付制度を創設するなどいたしまして、地域で勤務する医師の確保を図ってきたところでございます。

今般、厚生労働省から、平成32年度以降の暫定的な定員の考え方に関して通知がございまして、現在、その内容について、医育大学と情報共有を図りますとともに、厚生労働省に対し、大学独自で地域枠を設定している場合の取り扱いや、修学資金の取り扱いなどについて確認を行っているところでございまして、今後、平成32年度以降の取り扱いに関して、医育大学の意向を確認した上で、協議を行ってまいりたいと考えてございます。

○丸岩浩二委員 ありがとうございます。

○道見泰憲委員長 丸岩委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。
中川浩利君。

○中川浩利委員 それでは、私からは、通告に従いまして、旭川肢体不自由児総合療育センターについて伺ってまいります。

旭川肢体不自由児総合療育センターは、障がい児の療育資源が不足している道東・道北圏域において唯一の肢体不自由児療育を行う専門施設であります。

私も、前期、保健福祉常任委員会に所属をしていたときに視察で伺わせていただいておりますけれども、現在、築後41年が経過しております。そのときは細かく見ませんでしたけれども、伺いますと、建物本体あるいはボイラーなどの設備の老朽化が著しいこと、あるいは、そういったことで利用児童の生活環境に影響が出ていることのほか、施設の狭隘化により、多様化した療育のニーズに対応できていないことから、それらを改善するために、現在、改築工事を実施しているとのことであります。

そこでまず、改築工事に係る平成29年度の予算、決算、及び、当初の整備計画における供用開始までのスケジュールについてお伺いをいたします。

○道見泰憲委員長 障がい者保健福祉課長東秀明君。

○東障がい者保健福祉課長 旭川肢体不自由児総合療育センターの改築についてでございますが、当センターの改築工事は、当初、平成29年度からの2カ年事業として計画し、そのうち、昨年度の予算は16億118万4000円、決算は16億97万3642円で、不用額が21万358円となっているところでございます。

また、当初の整備計画における供用開始までのスケジュールにつきましては、平成29年10月に着工し、30年度末に本体工事が完成した後、医療機器等の設置や試運転、職員の現地稼働訓練などを経て、翌31年度の夏ごろに供用を開始する予定としていたところでございます。

○中川浩利委員 供用開始にかかわっては、私も、視察で訪れさせていただいたときに、今ほど答弁いただいたような説明を受けていたと思っておりますが、平成30年11月現在において、当初のスケジュールどおりに工事が進んでいないというふうに承知をいたしております。

その要因について伺うとともに、それによって、どの程度、工期が延長になるのか、お伺いをいたします。

○東障がい者保健福祉課長 工期の延長などについてでございますが、本改築工事において、建設予定地から、工事施工中に、コンクリート殻などの地中埋設物が発見されたこと、さらに、土壌汚染調査を実施した結果、自然由来の有害物質であるヒ素、鉛が検出されましたことから、それらの処理に要する追加工事が必要となり、工期を延長したところでございます。

また、工期の延長期間につきましては、それぞれの処理が冬期間にまたがり、実施が困難なことなどから、地中埋設物の処分に約8カ月、有害物質を取り除くための土壌処理に約10カ月、合わせて18カ月の延長となったところでございます。

○中川浩利委員 当初想定していなかった地中埋設物等が出てきたということで、これはやむを

得ないのかなとも思うわけではありますが、気になるのは、工期の延長による利用者への影響についてでございます。

この工期の延長によって、利用者への影響が生じないのか、お伺いをいたします。

○東障がい者保健福祉課長 工期の延長による利用者への影響についてでございますが、工期の延長に伴い、これまで、北海道肢体不自由児者福祉連合協会や旭川肢体不自由児者父母の会などに対して途中経過を逐次説明し、理解を得ているところでございます。

今後とも、センターの利用者に対しましては、供用の開始までの間、現在のセンターにおいて、これまでと同様の療育を提供いたしますほか、工期の延長による影響が生じないよう、施設環境の維持確保に万全を期してまいりたいと考えております。

○中川浩利委員 ぜひ、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それで、改築に当たりまして、利用者などのニーズなどを把握して、基本設計等を含めて取り組んできたというふうに伺っております。

それらのニーズを踏まえて改築によって整備される新たな機能などについて、お伺いをいたします。

○道見泰憲委員長 障がい者支援担当局長植村豊君。

○植村障がい者支援担当局長 センターの機能についてでございますが、改築に当たりましては、利用者や関係団体の御意見を伺うとともに、センター内に検討委員会を設置し、部屋の配置、使い勝手、効果的なケアを行うための動線の確保などについて、意見交換を行ったところでございます。

その結果、利用者のニーズに対応できるよう、現在の8床と6床の大部屋を減らし、4床と2床室に転換するなど、療育環境の改善に努めるとともに、大部屋では落ちついてリハビリができない多動性障がいのある児童の受け入れ専用個室や、親子入院において、兄弟等のいる3人以上の親子が利用できる居室を設けることとしているところでございます。

また、退所後の日常生活動作訓練のためのADL室、及び、専用の感覚統合療法室を新たに整備するとともに、機能訓練に必要なリハビリ室の拡充などを行うこととしているところでございます。

○中川浩利委員 すばらしい、いろいろな新しい機能が追加されるのかなというふうに私も楽しみにしておりますけれども、今般の改築に当たり、今ほど答弁にあったような新しい機能が整備されていくことになると、そのために必要な体制もまた変わってくるのかなと思ってございます。

そういった体制づくりも含めまして、旭川肢体不自由児総合療育センターの機能充実に向けて、今後、どのように対応していこうとするのか、お伺いをいたします。

○道見泰憲委員長 保健福祉部長佐藤敏君。

○佐藤保健福祉部長 今後の対応についてでございますが、当センターにおきましては、理学療法士や作業療法士など多職種による小児リハビリテーションを実施いたしますとともに、障がい

の重度・重複化や医療的管理へのニーズに対応し、さらに、近年増加傾向となっている発達障がい児に対応できる入院及び外来型の施設として、機能の充実を図ることといたしております。

道といたしましては、現在、地域の子ども発達支援センターへ専門職を派遣するなど、地域支援の機能充実に向けた取り組みや、医療職など専門職の配置についても、センターと具体的な検討を進めているところでございまして、肢体不自由児や発達障がい児を対象とした小児リハビリテーションなどの必要な支援を行う、道北・道東圏域の中核的な障がい児療育の施設となりますよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

○中川浩利委員 それでは次に、先ほど丸岩委員からも質問がございましたが、修学資金貸付制度について伺ってまいります。

道は、本道における医師偏在対策として、平成20年度から、医学生に対する修学資金貸付制度を実施してございまして、平成28年度に、札医大の1期生が地域勤務を開始し、さらに、平成29年度からは、旭川医大の地域枠医師も地域勤務を開始するなど、今後も、地域で勤務する医師が増加していくところであります。

道は、これまで、医育大学に設置する地域医療支援センターからの医師派遣やドクターバンク事業など、さまざまな医師確保対策に取り組んできておりますが、地域の医師不足は引き続き深刻でありまして、私も含め、この制度に期待を寄せている方々が多いものと考えております。

そこで、以下伺います。

医師養成確保修学資金について、札医大と旭川医大における過去5年間のそれぞれの貸付枠と利用者の推移についてお伺いをいたします。

○道見泰憲委員長 医師確保担当課長吉田充君。

○吉田医師確保担当課長 貸付枠などの推移についてでございますが、札医大につきましては、平成26年度から30年度までの貸付枠はそれぞれ15名であり、それに対しまして、利用した学生は、各年度ともそれぞれ15名となっているところでございます。

また、旭川医大につきましては、平成26年度から29年度までの貸付枠はそれぞれ17名で、平成30年度の貸付枠は12名となっており、それに対しまして、利用した学生は、平成26年度と27年度はそれぞれ17名、28年度は15名、29年度は9名、30年度は12名となっているところでございます。

○中川浩利委員 ただいまの答弁で、旭川医大については、平成28年度と29年度において貸付枠が満たされなかったということですが、この間、どのような取り組みを行ってきたのか、また、貸付枠が満たされなかった理由についてお伺いをいたします。

○吉田医師確保担当課長 修学資金の活用についてでございますが、道では、ホームページの活用やパンフレットの配付、大学と連携した説明会の開催などを通じて周知を図り、修学資金の利用者を募集してきたところでございまして、旭川医大につきましては、平成21年度に募集を開始して以来、平成28年度と29年度だけが貸付枠を下回っており、さまざまな周知を図ってきましたが、希望者が少なかったところでございます。

○中川浩利委員 貸付枠が満たされなかった理由について伺ったのに対して、希望者が少なかったという答弁でございます。何で希望者が少なかったのかということが重要なことと思っております。それがわからないと、今後も、満度に活用していただけないのではないかなと思います。

そういうことからすると、旭川医大の話ではありますけれども、ぜひ、そこら辺を把握して、今後に生かしていただきたいと考えますので、これは指摘とさせていただきます。

最後になりますけれども、旭川医大については、平成21年度に募集を開始して以来、今ほど言われたとおり、2年間だけではありますが、貸付枠を満たすことができなかった一方、道内では医師偏在が依然として著しいということでありまして、道は、貸付枠を満たすよう、利用者の確保について一層取り組んでいくべきだと考えております。

また、最近の新聞報道で、国が、修学資金の貸し付けにより定員増を認めている地域枠について、2年後ではありますが、平成32年度から入試方法を厳格化すると報じられているわけでありませう。

このような中で、来年度、利用者の確保についてどのように取り組むのか、お伺いをいたします。

さらに、平成32年度以降の国の方針に対しまして、道としてどのように対応していこうと考えているのか、お伺いいたします。

○佐藤保健福祉部長 今後の対応についてでございますが、修学資金貸付制度の積極的な利用に向けては、医学部を目指す高校生や教職員にこの制度を十分に理解してもらうことが重要と考えておりまして、道といたしましては、これまでの取り組みに加えて、道内の全ての高校、道内外の予備校に対する修学資金のPRや、SNSを活用した制度の周知、さらには、医学部合格者に対するきめ細やかな制度説明を行うなどして、希望者の増を図り、利用者の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

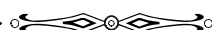
また、今般、厚生労働省から都道府県宛てに、平成32年度以降の医学部定員の暫定措置の考え方について通知があったところでございまして、道では、その取り扱いについて確認を行いますとともに、医育大学と情報共有を図り、今後、各医育大学の意向を確認した上で、修学資金貸付制度の取り扱いについて、医療対策協議会などで協議を行ってまいりたいと考えてございます。

○中川浩利委員 ありがとうございます。

○道見泰憲委員長 中川委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩



午後 1 時 開議

○藤川雅司副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

保健福祉部所管にかかわる質疑の続行であります。

梅尾要一君。

○梅尾要一委員 それでは、順次質問をしてみたいと思います。

初めに、介護従事者確保総合推進事業についてお伺いをしたいというふうに思います。

平成30年の高齢社会白書では、65歳以上の高齢者人口は、2042年にピークを迎え、3935万人に達すると推計されております。

本道では、全国よりも早く65歳以上の人口がピークを迎え、2030年には173万人に達すると見込まれているわけであります。

高齢化の進行に伴い、介護需要の高まりとともに、介護職員の有効求人倍率が平成28年には2倍を超えるなど、介護人材の確保が困難となっていることから、道では、福祉・介護人材の安定的な確保と職場定着を推進するため、地域医療介護総合確保基金を活用し、介護従事者確保総合推進事業として、介護の理解、就業の促進や職場定着、離職防止に向けて、さまざまな事業を実施しております。

事業の実施に当たっては、毎年、事業計画を策定し、事業ごとに数値目標を掲げて取り組んでおり、目標を上回るなど、一定の成果が見られる事業もありますが、一方では、目標を下回った事業も幾つかあるとのことですので、これらの実績や、それに対する道の受けとめ方などについて、何点かお伺いをしていきたいというふうに思います。

まず、就業促進に向けた取り組みについてであります。道では、潜在的有資格者の就業促進を図るため、介護分野で就業を希望する潜在的有資格者等を、人材派遣会社を介して、一定期間、介護サービス事業所や施設等に派遣し、派遣終了後の再就職につなげるという潜在的介護職員等活用推進事業を実施しております。

この事業については、一定の成果があらわれているとのことではありますが、どのような事業なのか、事業の概要についてお伺いをしたいというふうに思います。

○藤川雅司副委員長 人材確保担当課長宮澤宏君。

○宮澤人材確保担当課長 事業の概要についてでございますが、この事業は、介護分野での就業を希望する有資格者等が、実際の勤務を通じて、職場の雰囲気や事業所の理念、運営のあり方などを見きわめた上で、就業していただくことを目的としているところでございます。

具体的には、事業説明会を通じて登録していただいた、介護分野での就業を希望する潜在的有資格者等と、人材派遣会社が有期雇用契約を結び、介護人材を求めている指定介護サービス事業所に、最大で3カ月間派遣を行うことで、人間関係などの職場に対する不安の払拭や、法人の理念などをよく理解した上で、派遣終了後の継続雇用につなげようとするものでございます。

○梅尾要一委員 次に、この事業は、平成28年度から現行のスキームでスタートしておりますが、年度別の数値目標と実績、それに対する道の受けとめ方についてお伺いをしたいというふうに思います。

○宮澤人材確保担当課長 事業の実績等についてでございますが、平成28年度、平成29年度ともに、70名派遣することを目標値として掲げ、その実績は、いずれの年度も77名となっております。

【第1分科会 11月9日 第3号】

また、派遣後に事業所と正式な雇用契約に至った潜在的有資格者等は、平成28年度が67名、平成29年度が73名となっており、約9割の方が就職につながっているところでございます。

人材派遣会社からは、この事業を活用した方々の間では大変好評で、知人に紹介するなどの効果も出てきていると伺っており、道としましては、今年度の事業成果も見きわめながら、今後も、即効性のある取り組みの充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○梅尾要一委員 次に、介護技能習得支援事業についてお伺いしたいと思います。

介護未経験者の就業促進を図るため、介護分野での就業を希望する方に対して、資格取得のための研修費用を軽減する介護技能習得支援事業を実施しております。

この事業は、目標を下回っている状況ですが、どのような事業なのか、事業の概要についてお伺いをしたいというふうに思います。

○宮澤人材確保担当課長 事業の概要についてであります。介護分野に就職を希望される未経験者の方に、介護施設やサービス事業所で勤務する上で最低限必要な知識、技術を習得していただくことで、良質な介護人材を安定的に確保するため、福祉人材センターに求職者登録をしている、子育てを終えた主婦、高齢者や、転職を考えている方々が受講する介護職員初任者研修の受講料の半額を助成しているところでございます。

○梅尾要一委員 この事業の事業開始からこれまでの年度別の数値目標と実績、それに対する道の受けとめなどについて伺いたいというふうに思います。

○宮澤人材確保担当課長 事業の実績等についてであります。介護技能習得支援事業では、毎年度、300名の研修修了者を目標に、事業のPR等を行ってきたところであり、その実績は、事業を開始した平成28年度が129名、平成29年度が180名と、目標を下回っているものの、徐々にではあります。増加してきているところでございます。

道といたしましては、引き続き、事業の周知を行いますとともに、福祉人材センターによる登録者に対する直接的な働きかけや、介護の仕事普及啓発イベントを通じて、制度の説明に努めるとともに、研修修了者に対するアンケート調査などを通じて、効果的な事業のあり方を検討するなどして、目標の達成に向けて取り組んでまいります。

○梅尾要一委員 多少、数値は上がっているとはいいいながらも、300名の目標を下回るという現実があります。

引き続き、効果的な事業のあり方を検討するという答弁でありましたが、私は、研修費用を全額負担する市町村や事業所等もあると聞いています。今、こういった時代に、急を要する人材確保の方策としては、そういった市町村並びに事業所が出てきている状況をよく調査していただきたいと思います。

今お話しした視点は、目標達成の参考になるというふうに考えますが、道の見解をお伺いしたいと思います。

○宮澤人材確保担当課長 事業のあり方についてであります。道としては、引き続き、事業の周知を強化するほか、イベントを活用した制度の説明や、福祉人材センターからの直接的な働き

かけに努めることとしており、こうした取り組みに加え、今後は、研修修了者に対するアンケート調査を実施し、より受講しやすい事業となるよう工夫を加えるほか、良質な介護人材を安定的に確保するため、委員から指摘のありました市町村の状況についても確認するなどして、効果的な事業の実施方策などについて検討してまいります。

○梅尾要一委員 次に、障がい者介護技能習得支援事業についてお伺いをいたします。

障がいのある方を対象に、介護分野での就業を希望する方に対して、資格取得のための経費を負担する障がい者介護技能習得支援事業があります。

障がいのある方の就労の選択肢が広がる取り組みと考えますが、事業の概要をお伺いいたします。

○宮澤人材確保担当課長 事業の概要についてであります。就労移行支援事業所で、介護分野での就労を目指して働いている軽度の障がいのある方などに、障がい特性に配慮したカリキュラムによる介護職員初任者研修を受講していただき、資格取得後は、障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、介護事業所への就労及び職場定着に向けた支援を行うものでございます。

道では、平成28年度からこの事業に取り組んでおり、昨年度は、札幌市、旭川市、釧路市、余市町の4カ所で、障がいのある方向けの介護職員初任者研修を受講料無料で開催し、修了者の意向を伺いながら事業所の開拓を行い、新規就労に結びつくようマッチングを行ってきたところでございます。

○梅尾要一委員 この事業の年度別の数値目標と実績、それに対する道の受けとめ方をお伺いしたいと思います。

○宮澤人材確保担当課長 事業の実績等についてでございますが、障がい者介護技能習得支援事業では、毎年度、60名の研修修了者を目標としており、平成28年度は33名、平成29年度は34名となっているところでございます。

そのうち、介護事業所への一般就職につながった方は、いずれの年度も9名となっておりますが、就労移行支援事業所を利用している方が一般の企業などに就労する割合が約30%であることを踏まえ、障がいのある方々に対する就労支援の面からは、一定の効果が認められるものと考えております。

○梅尾要一委員 非常に厳しい状況もありますけれども、人材確保は本当に重要な施策だと思いますので、御尽力、御努力をお願いしたいというふうに思います。

次に、福祉人材センター運営事業費についてお伺いをいたします。

道では、福祉人材センター運営事業費を措置して、北海道社会福祉協議会を福祉人材センターに指定し、福祉・介護人材の確保に向けて、無料職業紹介や就職説明会などの取り組みを行っております。

その取り組みの一つである説明会の開催や就職マッチングについて、過去3年の数値目標と実績、それに対する道の受けとめについてお伺いをしたいというふうに思います。

○宮澤人材確保担当課長 就職説明会の実績等についてでございますが、就職説明会につきまして

【第1分科会 11月9日 第3号】

は、いずれの年度も、目標である7回の開催を上回る9回実施しているところでございます。

一方、就職マッチング数につきましては、道の総合計画において、平成37年度に230名とすることを目標に取り組むこととしておりまして、平成27年度は110名、平成28年度は91名、平成29年度は89名の就職と、減少傾向にあるところでございます。

なお、福祉人材センターが受け付けた求職者数は、平成27年度が2089名、28年度が1702名、29年度が1697名となっており、全産業で人材不足の状況が進んでいることや、福祉の職場に就職を希望する方が減少してきている状況などが考えられるところでございます。

○梅尾要一委員 次に、福祉人材センターの今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。今お話があったように、就職マッチング数が伸び悩んでおります。その要因として、道内の雇用情勢の改善により、他の業種に人材が流出していることなどが考えられます。

このような厳しい状況下で、これらの事業を効果的に実施していくためには、やはり、福祉人材センターにおける取り組みの一層の充実や改善を図っていく必要があると考えますが、道の見解をお伺いしたいと思います。

○藤川雅司副委員長 福祉局長京谷栄一君。

○京谷福祉局長 今後の対応についてでございますが、介護職に対するイメージの問題や、職業全体では有効求人倍率が上昇傾向にあることなど、人材の確保に向けて大変厳しい状況にある中、福祉人材センターの役割はますます重要になってきているものと認識するものでございます。

こうした中、ハローワークや民間の人材派遣会社などによる人材確保の取り組みも、相当程度広がってきておりますことから、今後、道といたしましては、福祉人材センターにおけるマッチング業務のあり方など、その機能の充実に向けた見直しが必要と考えておりまして、センターが抱えるさまざまな課題を分析した上で、雇用分野の行政機関、事業者団体や職能団体などで構成をいたします北海道福祉人材センター運営委員会での御意見を伺うなどして、より効果的な運営ができるよう検討してまいります。

以上でございます。

○梅尾要一委員 次に、職場定着、離職防止に向けた取り組みについてお伺いをしたいと思います。

道では、地域人材を活用した労働環境の改善を図るため、業務の効率化や専門職の働き方の工夫など、介護サービス事業所内の労働環境の改善を進め、介護人材の定着を図ることとし、主婦や高齢者など多様な人材が、介護事業所において、直接、介護以外の補助事業に従事することを支援する、地域人材を活用した労働環境改善促進事業を実施しております。

この事業については、一定の効果が上がっているとの介護事業者からの声などが伝えられておりますが、どのような事業なのか、事業の概要についてお伺いをしたいというふうに思います。

○宮澤人材確保担当課長 事業の概要についてであります。道では、介護福祉士等の有資格者が、直接介助などの専門性の高い業務に専念できるよう、昨年度から、介護事業所団体と連携し

て、主婦や高齢者等を補助的な業務の担い手として雇用し、それぞれの職員の適切な役割分担のもと、良質なサービス提供体制を構築するモデル事業を実施しており、今年度は、道内の12事業所で取り組んでいるところでございます。

また、こうした道内の各地域での取り組み結果につきまして、事業の有効性や問題点等の検証、評価を行い、報告書の作成や報告会の開催などを通じ、広く全道の事業所への普及を図ろうとするものでございます。

○梅尾要一委員 この事業の数値目標と実績、それに対する道の受けとめについてお伺いしたいと思います。

○宮澤人材確保担当課長 事業の実績等についてであります。昨年度は、一般社団法人北海道老人保健施設協議会と北海道老人福祉施設協議会の2団体が、全道で12事業所を対象に実施したところでございます。

これらの事業を実施した事業所からは、介護職員が介護業務に専念できたこと、地域人材として参加した高齢者からは、社会参加の意欲や自身の生きがいにつながったことなど、事業効果に対する意見が出ており、道では、事業を実施した事業所や介護事業所団体が作成した報告書を道のホームページで広く公表することで、デイサービス事業所、認知症グループホームなど、他の介護サービス事業所でもこうした取り組みが広がるよう努めてまいる考えであります。

○梅尾要一委員 ぜひ、御努力をお願いしたいと思います。

次に、エルダー・メンター制度導入支援研修についてお伺いしたいと思います。新人介護職員の育成と職場定着を図るため、先輩が新人等をサポートするエルダー・メンター制度の導入を促進することとし、指導的立場の職員や中堅職員等を対象としたOJTスキルの向上等を図るためのエルダー・メンター制度導入支援研修を実施しております。

この事業では、残念ながら、目標を下回っているように見えますが、どのような事業であるのか、その概要についてお伺いしたいというふうに思います。

○宮澤人材確保担当課長 事業の概要についてであります。介護労働安定センターが実施した介護労働実態調査では、平成29年度に介護事業所を離職した方のうち、勤務年数が1年未満の者は39.2%、1年以上3年未満の者が28.2%と、介護事業所を早期に離職する方の割合が高くなっており、その理由としては、職場の人間関係に問題があったことや、事業所等の理念や運営のあり方に不満があったため等となっているところでございます。

このため、採用後の早い段階から、介護技術などの実務的な指導にとどまらず、仕事に対する不安や悩みを聞いてあげられる職場環境を構築することが、早期離職の防止を図る上では大変重要であり、道では、平成28年度から、先輩職員が新人介護職員の職場生活上の悩みなどにも応じられるよう、エルダー・メンター制度を導入するための研修を開催しているところでございます。

○梅尾要一委員 この事業は、その後の職員の待遇改善にもつながると私は思っておりますが、事業の数値目標と実績、それに対する道の受けとめをお伺いしたいというふうに思います。

○宮澤人材確保担当課長 研修の実績等についてであります。道では、これまで、目標として、研修の回数を7回、受講者数を210名と掲げまして、その実績は、研修の開催回数が、平成28年度、29年度ともに7回と目標に達しておりますが、受講者数が、平成28年度が137名、平成29年度は148名と増加してきておりますが、目標値には達していないところでございます。

今後は、さらなるPRを進めるとともに、関係団体の意見も伺いながら、開催地や開催日程など、事業所の中堅職員などが参加しやすい研修になるように工夫してまいりたいと考えております。

○梅尾要一委員 それぞれ質問してまいりましたが、最後に、今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

介護従事者確保総合推進事業について伺ってきましたが、成果が見られる事業がある一方で、事業の周知不足などの課題があることも明らかになりました。

目標を達成することができなかった事業については、課題などを十分に分析し、より効果的な方策を検討することはもちろんですが、成果が上がっている事業についても、一層の充実が求められるものというふうに私は判断をいたします。

道は、福祉・介護人材の安定的な確保と職場定着の推進に向けて、今後、どのように取り組んでいく決意なのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○藤川雅司副委員長 保健福祉部長佐藤敏君。

○佐藤保健福祉部長 今後の対応についてでございますが、本道は、全国を上回るスピードで高齢化が進んでおり、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年度には、さらに2万5000人の介護職員が必要と見込んでいるところでございまして、その確保は喫緊の課題となっております。

このため、道では、人材の確保に向け、介護に対する理解の促進や、多様な人材の就業促進など、各般の施策を進めますとともに、市町村や保健・医療関係団体、福祉関係団体などで構成する協議会において、こうした施策の効果を、毎年度、評価、検証しているところでございます。

今後は、引き続き、この協議会において、各事業の評価、検証を行いますとともに、介護事業所や介護職を目指す方に各事業を認識していただけるよう、周知の強化を図るなどいたしまして、より効果的な事業の実施に努めてまいります。

○梅尾要一委員 それでは、大きな2項目めの、高齢者を支える体制づくりについてお伺いします。

道では、高齢者の地域生活を支える体制づくりのため、地域医療介護総合確保基金を活用し、生活支援サービスの充実や高齢者の権利擁護に向けた取り組みなどを行っております。

これらの事業の実績や、それに対する道の受けとめ方などについて、何点かお伺いしていきたいというふうに思います。

まず、介護予防・生活支援サービス等充実支援事業についてお伺いをいたします。

道では、市町村における介護予防や生活支援サービスの充実を支援するため、介護予防・生活支援サービス等充実支援事業を実施し、住民主体の活動の充実やアクティブシニア活動への支

援、生活支援コーディネーターの養成の取り組みを行っておりますが、まず、住民主体の活動の充実とアクティブシニア活動への支援の取り組みについて、その概要と実績、それに対する受けとめをお伺いしたいというふうに思います。

○藤川雅司副委員長 地域包括ケア担当課長後藤琢康君。

○後藤地域包括ケア担当課長 住民主体の活動の充実に向けた取り組みなどについてであります。道では、住民が主体となって体操などを行う通いの場づくりを進めるため、国のモデル事業を活用して、平成27年度は5市町村、28年度は6市町村において、住民主体の通いの場充実支援事業を実施いたしました。

平成29年度においては、事業を実施した市町村の取り組み内容を広く周知するためのセミナーを開催し、市町村職員など223名が参加しております。

また、住民が自主的に行う生活支援サービスの立ち上げを推進するため、地域住民への研修を実施する社会福祉法人等に対して補助を行う、住民主体の生活支援サービス充実支援事業を実施しており、平成28年度は、4法人に補助し、187名が研修に参加、29年度は、7法人に補助し、464名が研修に参加しております。

さらに、団塊の世代を中心とした元気な高齢者、いわゆるアクティブシニアの社会参加を促すためのセミナーを開催するアクティブシニア等活躍支援事業を実施しており、平成27年度は2658名、28年度は2060名、29年度は1872名が参加しております。

道としては、こうした事業の実施により、住民が主体となった体制づくりに一定の成果があったものと考えており、今後とも、高齢化の進行が見込まれる中、介護予防や生活支援サービスの充実に取り組んでいく必要があると認識しております。

○梅尾要一委員 次に、生活支援コーディネーターについてお伺いをいたします。

介護予防、生活支援サービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターを養成し、各市町村に配置できるよう、平成27年度から取り組みを進めておりますが、これまでの取り組みと道内の配置状況、その受けとめ方についてお伺いしたいと思います。

○後藤地域包括ケア担当課長 生活支援コーディネーターについてであります。道では、ボランティア等の生活支援サービスの担い手の養成、発掘や、関係者間の情報共有などのネットワーク化を行う生活支援コーディネーターを市町村に配置するため、平成27年度から養成研修を実施してきております。

こうした取り組みにより、道内においては、平成27年度に11市町村、28年度に44市町村、29年度に63市町村、30年4月に61市町村において生活支援コーディネーターを配置し、全ての市町村で配置されたところであります。

道としては、引き続き、コーディネーター養成研修を実施するなどして、地域の生活支援体制のさらなる充実が図られるよう取り組んでいく考えであります。

○梅尾要一委員 次に、この支援事業の充実についてお伺いしたいと思います。高齢者が、健康を維持し、住みなれた地域で自立した生活を送られるよう、介護予防や生活支援サービス体制

【第1分科会 11月9日 第3号】

の充実に向けた取り組みは、ますます重要になってくると思います。

今後、これら支援事業の取り組みを強化し、市町村のサービス体制の一層の充実を図っていく必要があると考えますが、道の認識についてお伺いしたいというふうに思います。

○藤川雅司副委員長 高齢者支援局長鈴木隆浩君。

○鈴木高齢者支援局長 介護予防や生活支援サービスの充実についてでございますが、高齢化が急速に進行する本道におきまして、高齢者の方々が、住みなれた地域で、心身の状況等に応じ、できる限り自立して暮らしていくためには、介護予防や生活支援の取り組みが今後ますます重要になっていくものと認識しております。

このため、道では、これまで、保健所に配置している保健師等の専門職の派遣や、生活支援コーディネーター養成研修を実施し、市町村の取り組みを支援してきたところでございます。

こうした取り組みに加え、本年度からは、新たに、医療機関の協力を得ながら、理学療法士等のリハビリテーション専門職を市町村に派遣して、住民主体の介護予防活動の立ち上げ支援を行うモデル事業や、生活支援コーディネーターのスキルアップを行うフォローアップ研修会の開催に取り組むこととしており、今後とも、介護予防や生活支援サービスの充実に向けた取り組みを一層進めてまいりたいと考えております。

○梅尾要一委員 今、理学療法士の派遣というお話もありましたけれども、実際、課題としては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の方々を派遣するに際し、所属する各病院の先生方の理解がなければ、なかなか実現しないという現実もありますので、医師会との連携の強化というか、そういったものも十分されて、この事業の充実に当たっていただきたいと思っております。

次に、権利擁護人材育成事業についてでありますけれども、道では、高齢者の権利を擁護し、地域で安心して暮らしていけるよう、市町村が実施する市民後見人の養成研修などに対する支援を行う権利擁護人材育成事業を実施しております。

これまでの取り組みと市民後見人の養成状況、その受けとめなどについてお伺いをしたいというふうに思います。

○後藤地域包括ケア担当課長 市民後見人の養成についてであります。道では、認知症高齢者等の権利擁護を図るため、平成27年度からの3カ年を計画期間といたします第6期介護保険事業支援計画において、29年度末までに市民後見人を2400人養成する目標を掲げ、市町村が住民を対象に実施する市民後見人養成研修に対して助成を行い、29年度末現在、2784人の市民後見人を養成してきたところであります。

道としては、平成30年度からの3カ年を計画期間とする第7期計画において、32年度末までに3500人を養成する目標を掲げ、引き続き、市町村を支援しながら、市民後見人の養成を着実に推進してまいりたいと考えております。

○梅尾要一委員 次に、市民後見人の活用についてお伺いをしたいと思います。

今お話しされた、これまでに養成してきた市民後見人の方々について、いろいろな見方ができ

ると思いますが、今後、高齢者の増加に伴い、認知症の方の増加が見込まれることから、後見人として適切に活動できる環境を整備する必要があると思います。

市民後見人の養成はもとより、資質向上のためのフォローアップ、活用体制の充実などに取り組む必要があると考えますが、道の認識についてお伺いをしたいというふうに思います。

○鈴木高齢者支援局長 市民後見人の活動促進についてでございますが、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加などに伴い、成年後見制度の必要性が一層高まっている中、弁護士等の専門職に加え、地域の住民が後見を担う市民後見人の役割が重要となっております。

このため、道といたしましては、第7期介護保険事業支援計画に基づき、市民後見人の養成確保に向け、市町村等と連携して、道民の皆様には制度の意義を幅広く周知することはもとより、地域医療介護総合確保基金を活用し、市民後見人養成研修やフォローアップ研修の実施、弁護士、司法書士等の専門職によりバックアップ体制の構築について、市町村の取り組みを支援するなど、市民後見人の活用が促進されるよう取り組んでまいります。

○梅尾要一委員 最後に、今後の取り組みについてお伺いをしたいというふうに思います。

高齢化の進行に伴い、単身高齢世帯の一層の増加が見込まれますが、高齢者が、健康で、また、介護が必要になっても、地域に支えられ、住みなれた場所で安心して暮らし続けられるよう、道は、今回伺った事業を初め、さまざまな取り組みを総動員して、高齢者を支える体制の整備に向けて取り組みを加速する必要があるかというふうに思います。

道として、今後、どのように高齢者を支える体制づくりに取り組むお考えなのか、お伺いをし、質問を終わりたいと思います。

○藤川雅司副委員長 保健福祉部少子高齢化対策監粟井是臣君。

○粟井保健福祉部少子高齢化対策監 今後の取り組みについてでございます。

全国を上回るスピードで高齢化が進行する本道におきましては、高齢者の方々が、将来にわたって、住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、それぞれの地域の実情に即して、医療、介護、予防、生活支援等のサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムを推進していくことが重要と認識しております。

このため、道といたしましては、第7期介護保険事業支援計画に基づき、地域医療介護総合確保基金なども活用しながら、特養等の介護サービスの基盤整備や、介護予防・生活支援サービスの充実、市民後見人の養成等の認知症施策の推進を図りますほか、高齢者の自立支援や重度化防止に向けた市町村における取り組みを促進するなど、関係施策を総合的に展開し、地域全体で高齢者とその御家族を支える体制づくりをなお一層進めてまいります。

○梅尾要一委員 終わります。

○藤川雅司副委員長 梅尾委員の質疑は終了いたしました。

赤根広介君。

○赤根広介委員 それでは、通告に従いまして、初めに、福祉のまちづくりについて質問させていただきます。

【第1分科会 11月9日 第3号】

道では、平成9年に、子どもから高齢者まで、障がいのある方もない方も、全ての方が、住みよいまちづくり、福祉のまちづくりを進めることを目的に、北海道福祉のまちづくり条例を制定しているわけであります。

条例制定当初は、道民にとって住みよいまちづくりを進めることが念頭にあったものと考えられるわけでありますが、この条例制定から20年以上たつて、高齢者、障がい者をめぐる社会的な情勢も大きく変化しています。

我が会派におきましては、第3回定例会の代表質問でも取り上げさせていただきましたが、2年後の東京オリパラ、あるいは、今、札幌市が検討している、2030年が招致目標と言われております冬季オリパラなど、今後、国内外の障がいのある方の観光交流が活発になっていくことが予想されるほか、旅行意欲の高い高齢者の増加が予想されます。こうしたことも考慮しながら、バリアフリーの取り組みを進めていかなければならないと考えるわけであります。

さらに、2年前の大雨の災害あるいは今回の胆振東部地震などを通じまして、避難者の受け入れ先となっている地域のさまざまな施設の整備も、高齢化などを踏まえたものにしていく必要性が高まっているわけであります。

そこで初めに、福祉のまちづくり資金貸付制度についてお伺いをいたします。

道では、条例に基づき、福祉的な配慮をすべき公共的施設の出入り口、トイレ、エレベーターなどについて整備基準を定め、その基準に基づいた整備を促進するため、福祉のまちづくり資金貸付制度を設け、予算措置も行っているわけでありますが、まず、この制度の内容についてお伺いをいたします。

○藤川雅司副委員長 地域福祉課長岡本収司君。

○岡本地域福祉課長 福祉のまちづくり資金についてでございますが、この制度は、障がいのある方や高齢者、妊産婦の方々を初め、誰もが公共的施設を円滑に利用できるよう、飲食店、ホテル、集会場などの建築物の段差解消や多目的トイレの設置などを行うために必要な資金を、1億円を限度に融資するものでございます。

また、この制度では、地域全体でバリアフリーの取り組みが幅広く進められるよう、一般的な中小企業向けの制度融資に比しまして、貸付対象の範囲を、企業のほか、学校法人や町内会なども含め、広くしておりますほか、償還期間も最長で15年以内と長く設定しているところでございます。

○赤根広介委員 平成29年度の新規の融資枠は幾らか、また、貸し付けの実績額は幾らか、あわせて伺います。

○岡本地域福祉課長 融資枠についてでございますが、福祉のまちづくり資金では、制度創設以来、毎年度、一定の新規融資枠を設けておりまして、平成29年度におきましても、2億9900万円を新規融資枠としておりましたものの、貸し付けの実績はございませんでした。

○赤根広介委員 平成29年度の実績はなかったということでありますが、それ以前の過去5年間の状況についてお伺いをいたします。

○岡本地域福祉課長 貸し付けの実績についてでございますが、福祉のまちづくり資金につきましては、平成24年度から28年度までの5カ年間で、2件、計1億3700万円の利用となっております。

なお、平成10年の制度創設からの実績で見ますと、当初の10年ほどの間は、おおむね毎年度、複数件の利用があったものの、それ以降は、貸付実績が低調に推移してございます。

○赤根広介委員 御答弁から、実績が低調なことが明らかになったわけでありますが、さきに確認をさせていただいた資料によりますと、貸し付けの利率は、平成30年4月1日現在で、固定金利15年物で2%、変動金利で1.4%となっております。金利は、21年4月以降、変わっていないということでございます。この間、国の金融緩和策のもとで、住宅ローンを初め、民間金融機関の金利は大きく低下をしているわけであります。

現行の貸付金利は適正だとの認識でおられるのか、所見を伺います。

○岡本地域福祉課長 貸付利率についてでございますが、福祉のまちづくり資金の貸付利率の指標としております金融機関の基準金利は、平成21年3月以降、変更がありませんことから、本制度の貸付利率も同様に、約10年間、改定を行ってございません。

一方、委員が御指摘のとおり、金融機関におきましては、近年、基準金利よりも低い利率で貸し付けている実態も見られますことから、貸付利率の見直しについて検討が必要と考えてございます。

○赤根広介委員 利率について見直しの検討が必要との認識を示されましたが、そもそも、整備基準は、条例施行規則で細かく規定されているわけであります。この基準自体が厳し過ぎるのではないかと、そういった意見も耳にするところであります。

整備基準についての認識はいかがか、伺います。

○岡本地域福祉課長 整備基準についてでございますが、福祉のまちづくり条例を施行した平成10年度当初は、高齢者や障がいのある方が安全かつ快適に利用できるよう、公共的施設として最低限配慮すべき基礎的な基準を満たすことを貸し付けの要件としていたところでございます。

その後、一定規模以上の建築物につきましては、それまで道の条例が要件としてまいりました基準と同程度の整備を義務づける、いわゆるハートビル法の改正があったことなどを踏まえ、道では、平成15年8月に、最低限配慮すべき基準は法律に委ね、高齢者や障がいのある方を初め、全ての人が円滑に利用できる、他の模範となるような整備を進めることとして、貸付要件の見直しを行ったところでございます。

○赤根広介委員 高い理念のもと、より安全で快適な構造物の整備を目指すということについては、私も賛同するわけでありますが、それゆえに、現実的にはなかなか活用が進んでいないということには、少しもどかしさも感じるところであります。

この制度が余り活用されていない要因として、ただいま伺った金利や整備基準の問題がやっばりあるのじゃないかと私は考えるわけでありますが、この制度を見直す必要はないのか、所見を伺います。

○藤川雅司副委員長 福祉局長京谷栄一君。

○京谷福祉局長 貸付制度の見直しについてでございますが、ノーマライゼーション理念の浸透や、バリアフリーに関する法整備の進展などによりまして、徐々にではあります、高齢者や障がいのある方、妊産婦を初め、誰もが利用しやすい建築物等の整備が進んできているものと認識するものでございます。

一方、過去5年間に、福祉のまちづくり条例に基づき新築等の届け出があった公共的施設における整備基準の充足状況を見ると、6割程度にとどまっております、福祉のまちづくりに向けて、さらなる普及啓発や技術的な助言を行い、北海道全体で福祉のまちづくりの機運の醸成一層図っていくことが重要でございます。

このため、道といたしましては、貸付制度の一層の周知に取り組みますとともに、バリアフリー化が比較的進んでいない小規模施設の状況なども踏まえて、貸付利率等の扱いを含めた制度の改善についても検討してまいります。

○赤根広介委員 ただいま、局長から、制度の改善について検討してまいりたいという答弁がありました、ことしの7月に、道のほうで、バリアフリー観光の推進方策を取りまとめており、そちらに、さまざまな調査結果も記載されております。例えば、観光関連施設のバリアフリー化の現状として、障がい者の受け入れ状況については、障がいにもさまざまな障がいがありますが、いずれも、受け入れ状況が4割台にとどまっているわけでありまして、大きな要因は、ハード面の整備がおくれているということでありました。

それで、観光担当のほうに、宿泊税もやるのかやらないのかがよくわからない状況の中で、財源の確保をどうするのだと言ったら、福祉のまちづくり資金貸付制度がある、ただ、実際には余り活用されていないということで、皆さんがよくおっしゃる道庁の横断的なつながりとか政策の関連性が図られているのかというのは、非常に疑問を持たざるを得ないわけであります。

これから年末に向けて、新年度の予算編成のヒアリングなどもあろうかと思っておりますので、これは次年度の予算編成にしっかりと反映させるべく、早急に見直しに着手すべきと私は考えますが、再度、所見を伺いたいと思っております。

○京谷福祉局長 制度の見直しなどについてでございますが、この貸付制度は、誰もが利用しやすい建築物等の整備を促進するための取り組みの一つでございます、道といたしましては、目下の金利情勢を踏まえ、まずは、早急に貸付利率について検討を進めますとともに、制度の一層のPRにも努めながら、今後とも、この制度がよりよいものとなりますよう、改善を図ってまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 ぜひ、しっかりとした取り組みをお願いしたいと思います。

いずれにいたしましても、この部分は観光のほうの質問との関連もありますし、道庁として、これから先、早急にバリアフリー化を進めていく中で、その取り組みについては知事にしっかりと確認をしてまいりたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げたいというふ

うに思います。

次に、心のバリアフリーについてお伺いいたします。

ハード面のバリアフリーについては、ただいままで伺ってまいりましたが、当然、道民にとって、さらには、北海道へお越しになる方々にとって住みよいまちにするためには、心のバリアフリーもしっかりと進めていく必要があると私は思います。

特に、おもてなしの心を持って接すること、そうした取り組みを進める上では、子どもの方からのアプローチが必要と考えるわけであります。

心のバリアフリーに関する道の取り組みについてお伺いをいたします。

○岡本地域福祉課長 心のバリアフリーについてでございますが、道では、ハード、ソフトの両面から福祉のまちづくりを進めるため、公共的施設のバリアフリー化の促進とあわせまして、各種イベントの機会を活用し、小学生を対象とした車椅子体験会を開催するほか、児童生徒等が、障がいのある方や高齢者に対する理解を深めるための学習機会の確保にも取り組んでいるところでございます。

また、障がいのある方などが安心して外出できるよう、障がい者等用駐車スペースの適正利用やヘルプマークについての普及啓発のほか、障がいのある方や高齢者等の自立と社会参加に資する活動を表彰するなど、道民一人一人の心のバリアの解消に努めてきているところでございます。

○赤根広介委員 道では、本年3月、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、北海道地域福祉支援計画を策定しております。この中の施策の一つに、ユニバーサルデザインのまちづくりを掲げ、人々がさまざまに交流できる環境の整備と、人に優しい、安らぎとゆとりのある空間の確保を目指し、誰もが安心して生活できる福祉のまちづくりの機運を醸成するとともに、バリアフリーの環境整備を図ることとしているわけであります。

道民の安全、安心な暮らしはもとより、国内外からの来道者を含め、誰もが住みよい、快適に過ごせる北海道づくりに向け、より一層、福祉のまちづくりに取り組んでいくことが必要と考えるわけでありますが、最後に部長の決意をお伺いします。

○藤川雅司副委員長 保健福祉部長佐藤敏君。

○佐藤保健福祉部長 今後の取り組みについてでございますが、高齢者、障がいのある方、妊産婦を初め、誰もが公共的な施設や交通機関を安心して快適に利用できるまちづくりを進めることは、来道される方々へのおもてなしの観点からも大変重要と考えております。

このため、道では、これまでも、福祉のまちづくり条例に基づき、道立施設の整備はもとより、民間施設のバリアフリー化の促進や、福祉のまちづくりに取り組むことに対する表彰、子どもたちの福祉に関する学習機会の提供など、ハード、ソフトの両面から、誰もが暮らしやすい地域づくりに取り組んできたところでございます。

こうした取り組みは、ただいま委員から御指摘がありましたけれども、本道を訪れる国内外の多くの皆様方が快適に過ごすことのできる環境の整備にもつながるものと考えておりまして、今

後とも、行政や民間企業、関係団体等が一体となって、道民はもとより、全ての人に優しい福祉のまちづくりを一層推進してまいる考えでございます。

○赤根広介委員 知事は、常々、観光立国・北海道を標榜し、また、世界の中の北海道として、その先の道へということで、さまざまな施策を進めていますが、北海道におけるバリアフリー化については、ハードもソフトも、まだまだ進んでいるとは言いがたい状況だと思っておりますので、引き続きの取り組みを強く求めておきます。

次に、介護人材の確保について質問をしてみたいと思います。

先ほど梅尾委員からもございましたとおり、非常に厳しい状況ですが、私からも、決算特別委員会ですので、昨年度までの第6期計画の基本方針に、人材の確保及び資質の向上として位置づけて取り組んできたものの成果などを踏まえながら、質問をしてみたいと思います。

まず、この間の取り組みについては、市町村や関係団体、サービス事業所などとの連携のもと、施策を進めてきたと承知しておりますが、どのような取り組みを行い、成果をどのように認識しているのか、お伺いいたします。

○藤川雅司副委員長 人材確保担当課長宮澤宏君。

○宮澤人材確保担当課長 これまでの取り組み等についてであります。道では、これまで、潜在的有資格者等の介護事業所への臨時的な派遣や、処遇の改善に関する相談支援を通じた職場定着の促進など、即効性のある取り組みに加えまして、介護福祉士を目指す学生に対する修学資金の貸し付けや、若者、主婦、高齢者など、幅広い層に介護の魅力を伝える普及啓発事業など、中長期的な視点にも立って、各種の取り組みを進めてきたところでございます。

また、事業ごとに目標を設定し、その達成状況などについて、毎年度、市町村や介護事業所団体等で構成する地域医療介護総合確保基金検討協議会において評価や見直しを行うなど、着実な進行管理に努めてきたところであります。昨年、道が実施しました介護職員実態調査では、多くの事業所において職員の確保に苦慮している現状にあり、人材確保の取り組みをさらに強化していく必要があると認識しているところであります。

○赤根広介委員 取り組みをさらに強化していく必要があるということでもあります。

先ほど、梅尾委員からも、個別の事業のお話が何点かございまして、目標値に達していないものも幾つかあったというふうに聞いておりましたが、私からも、個別の事業について何点かお伺いをしたいと思います。

まず、地域包括ケアの構築のための広域的人材育成として、地域包括支援センター機能充実事業に取り組んでいると承知をしておりますが、この事業の概要、目的、実績、そして、その実績をどう評価しているのか、また、要因をどう分析しているのか、あわせて伺います。

○藤川雅司副委員長 地域包括ケア担当課長後藤琢康君。

○後藤地域包括ケア担当課長 地域包括支援センター機能充実事業についてであります。地域包括支援センターは、在宅サービスの調整や虐待防止、権利擁護など、高齢者の地域生活を支える中核的な機関として重要な役割を担っているところであり、平成29年度においては、その職員

等の資質の向上を図るため、地域包括支援センター職員研修会を道内の6カ所で開催し、412名が参加しております。

また、多職種の協働により、高齢者の生活を地域全体で支援する地域ケア会議の充実などを図るため、振興局の保健師等の専門職を40市町村に113回派遣しております。

さらに、振興局管内の地域包括支援センターの職員等が、センターの現状などについて情報提供を行い、センター間の連携を図る地域包括支援センター等意見交換会を14振興局で40回開催したところであります。

事業実績の評価などについてであります。地域包括支援センター職員研修事業については、センターに求められる役割や介護予防ケアマネジメントの手法の理解などの研修を実施しているところでありますが、平成29年度におきましては、地方会場における参加者が少なかったことなどにより、目標値の750名に対して実績は412名と、目標値を下回ったところであります。

地域ケア会議等市町村支援事業につきましては、市町村における地域ケア会議の効果的な実施などに向けて、保健師等の専門職を派遣しているところでありますが、市町村からの要望が少なかったことなどにより、目標値の560回に対して実績は113回と、目標値を下回ったところであります。

地域包括支援センター等意見交換会につきましては、目標値の42回に対して40回開催されまして、管内のセンターの職員等が抱える課題などについて意見交換が行われたところであります。

○赤根広介委員 御丁寧に答弁いただき、ありがとうございます。

要因として、地方会場における参加者が少なかった、あるいは市町村からの要望が少なかったと述べられているわけですが、では、なぜ、そのようになってしまったのか、ここが大事だというふうに思いますので、お伺いをいたします。

また、昨年度の結果を踏まえて、今年度はどのように取り組むのか、お伺いをいたします。

○後藤地域包括ケア担当課長 本年度の取り組みなどについてであります。道では、これまで、地域包括支援センター職員研修事業につきましては、委託先から、研修会への参加を市町村に働きかけて研修を実施するとともに、地域ケア会議等市町村支援事業につきましては、振興局を通じて市町村に周知し、保健師等の専門職を派遣したところでありますが、周知が必ずしも十分でなかったことや、よりニーズに即した事業内容とする必要などもあったと考えるところであります。

このため、センター職員研修事業におきましては、本年度から、委託先だけでなく、道からも、研修会への参加を市町村に積極的に働きかけるとともに、新たに、研修コーディネーターを配置して、受講者が研修成果を明確化できるようにするなど、研修内容の充実を図ることとしております。

また、地域ケア会議等市町村支援事業におきましては、引き続き、各種会議等のさまざまな機会を通じて市町村に働きかけるほか、目標値の設定を、支援回数よりも支援した市町村数とするほうが、事業の効果を示す指標として実態に即していることから、そうした見直しを行うなどし

【第1分科会 11月9日 第3号】

て、地域包括支援センターが高齢者の地域生活を支える役割を十分に果たせるよう取り組んでまいります。

○赤根広介委員 要因を分析しながら、できるところから見直しを行っているということでございますので、引き続き注視してまいりたいと思います。

次に、研修代替要員の確保支援策として、実務者研修支援事業に取り組んでおりますが、この事業の概要、目的、実績、そして、同じように、その評価、要因の分析についてお伺いをいたします。

○宮澤人材確保担当課長 事業の概要等についてであります。昨年度、介護労働安定センターが実施した介護労働実態調査では、主な離職理由の一つとして、自分の将来の見込みが立たなかったためとされており、介護職員が将来展望を持って働くことができるよう、キャリア形成に対する支援が大変重要と認識しております。

実務者研修支援事業は、事業所で介護サービス等に従事している職員が、介護福祉士の資格を取得するために必要な要件である実務者研修を受講する際、欠員を補うために事業所が雇用する代替職員の人件費等の一部を助成するものであります。

事業実績についてでございますが、平成29年度の実績は、補助事業者数が1事業所、研修の受講者が3名となっております。介護事業所団体からは、補助対象が研修開催日のみで実態に即していないことなどの問題点を伺っており、道では、こうした御意見も参考に、今年度から、業務の引き継ぎに要する日など、研修受講者が不在となる期間の前後も補助対象としたほか、現場職員のさまざまな研修の受講ニーズに対応するため、新たに、介護職員初任者研修や認知症介護実践者研修など、四つの研修の受講についても対象とするなど、改善を図ってきたところでございます。

その結果、本年9月末現在で、4事業所、16名の実績となっております。道といたしましては、引き続き、事業所団体などの御意見を伺いながら、実効性のある事業の執行に努めてまいりたいと考えております。

○赤根広介委員 次のエルダー・メンター制度の研修については、先ほどの梅尾委員への答弁で承知をいたしましたので、割愛させていただきます。

次世代の担い手育成推進事業についてお伺いいたします。

介護人材の裾野の拡大として取り組んでいるわけではあります。事業の概要、目的、実績、そして、評価と要因の分析についてあわせて伺います。

○宮澤人材確保担当課長 事業概要等についてであります。核家族化により、多くの子どもたちが介護や福祉の現場に接する機会が少ない中、将来にわたり安定的に介護人材を確保していくためには、長期的な視点に立ち、幼少期、学齢期から福祉や介護に対する理解の促進を図っていくことが重要であると考えております。

このため、道では、社会福祉士や介護福祉士など専門職の方々を、小学校、中学校等へ派遣し、児童生徒に、車椅子体験や、盲導犬を使った視覚障がい者の疑似体験などを通じて、福祉や

介護に対する理解を深めてもらうための学習機会の提供に取り組んでいるところでございます。

事業実績等についてでございますが、道では、この事業の目標を、派遣学校数は50校、体験学習等の参加児童生徒数は2000人と設定しており、過去3年間の実績を見ますと、平成27年度は32校、1586人、28年度は54校、2240人、29年度は34校、1359人と、派遣した学校やクラスの規模による参加者の変動がありますが、実施地域は全道域に広がっているものと認識しております。

本事業を活用した学校からは、この事業の周知を年度当初に行うのではなく、次年度の教育計画を策定する1月から2月ごろに周知してほしいという意見も伺っておりまして、今後は、教育計画が策定される時期に合わせて、道教委や学校などに周知するよう取り組んでまいりたいと考えております。

○赤根広介委員 ぜひ、学校などの御意見も伺いながら、よりよい事業にしていきたいと思っておりますし、目標を達成して、さらにこの事業の成果を上げていただきたいというふうに思いますが、この事業の内容につきましても、小中学生が興味あるいは関心を持つように、不断の見直しをしていく必要があると考えるわけでありまして。

この点では、さきに開催をされました平成30年度第1回北海道地域医療介護総合確保基金検討協議会におきましても、介護ロボットの体験について意見が出されているわけでありまして。

事業内容の改善にどのように取り組むのか、所見を伺います。

○宮澤人材確保担当課長 体験学習の内容などについてでございますが、昨年度、体験学習を受けた児童生徒のアンケートの結果では、「授業がわかりやすかった」との回答が98%、また、「再度、講話を聞きたい」との回答が82.1%となっております。福祉や介護に対する子どもたちの理解を深めてもらう上で、効果が大きいものと考えているところでございます。

また、介護ロボットの体験は、幼少期や学齢期の子どもたちにとって興味、関心が高く、多くの子どもたちが介護のイベントなどに参加するきっかけとして有効な手段と考えられておりますことから、道といたしましては、介護ロボットを使った体験学習ができるよう、福祉機器メーカー等に働きかけてまいりたいと考えております。

○赤根広介委員 ぜひ、実施に向けて、福祉機器メーカー等と協議をしていただきたいと思っております。今は年度途中でありますけれども、その協議が調い、これから体験学習の機会がある受け入れ先の学校の了解もいただけたら、せっかくですので、実現していただきたいと指摘いたします。

次ですが、介護ロボットは、そもそも、介護従事者の身体的負担の軽減あるいは業務の効率化を図り、働きやすい環境の整備を進めることを目的としているわけでありまして。

道では、導入に対する補助を行っていることを承知しておりますが、その実績について伺います。

○藤川雅司副委員長 高齢者保健福祉課長野崎耕二君。

○野崎高齢者保健福祉課長 介護ロボットの導入に対する補助の実績についてでございますが、道では、介護サービス事業所が、要介護者の移動や見守り等の支援のために機器を購入する際、地域医療介護総合確保基金を活用して補助を行っているところでありまして、平成29年度

【第1分科会 11月9日 第3号】

は、13事業所に、延べ44台、310万8000円の助成を行ったところでございます。

○赤根広介委員 実績は承知しましたが、さらなる普及に向けては、機器の価格が高額なことが一番の課題とも言われているわけであります。

普及に向けてどのように取り組むのか、所見を伺います。

○野崎高齢者保健福祉課長 介護ロボットの普及に向けた取り組みについてでございますが、平成29年度に道内各地で開催いたしました介護ロボットの展示会でのアンケート調査においては、身近な場所で見学できる施設の開設や、相談先の確保を希望する回答が約8割を占めたところでございます。

このため、道といたしましては、引き続き、介護サービス事業所が介護ロボットを購入する際の助成を初め、機器を事業所に一定期間無償で貸与し、実体験ができる機会を設けるとともに、展示会を道内全ての振興局管内で開催するほか、本年度からは、普及推進センターの設置場所を、札幌市内の1カ所から、道内の4カ所に拡充するなどして、介護ロボットの導入促進に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 その展示会でのアンケートを私も拝見しましたが、価格に対する設問とかはなかったように受けとめています。ただ、相談先の確保とか拡充については、しっかりと対応していただいているということで、評価をするわけであります。

例えば、他府県におきましては、介護ロボットの導入への補助について、それまで10万円だったものを、2分の1を上限に30万円まで引き上げるとかといった取り組みもしていますが、道としては、こういった取り組みはなされるのか、所見を伺いたいと思います。

○野崎高齢者保健福祉課長 今後の普及に向けた考え方についてでございますが、国におきましては、今年度、補助単価の見直しを行ったところでございます。

今後の対応については、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○赤根広介委員 先ほど、福祉のまちづくりについても同じようにお伺いしましたが、年度中、あるいは、遅くとも来年度の当初予算の編成までには、しっかり検討を進めていただきたいと思うわけであります。この点は、重ねて、取り組み状況をしっかりと注視させていただきたいというふうに思います。

次に、潜在的介護職員等活用推進事業について、この事業の概要、目的、実績は、先ほどの梅尾委員への答弁で承知をしたところであります。

実績は目標を上回っているようですが、派遣終了後の就労状況がどのようになっているのか、また、課題について、道の認識を伺います。

○宮澤人材確保担当課長 事業実施後の就労状況などについてでございますが、派遣終了後に事業所と正式な雇用契約に至った潜在的有資格者等は、平成28年度が67名、29年度が73名となっており、約9割の方が就職につながったところでございます。

人材派遣会社からは、この事業を活用した方々の間では大変好評で、知人に紹介するなどの効果も出てきていると伺っているところでございます。

一方で、事業所からは、派遣される方の介護技術の問題とか、派遣先を施設サービスに限定せず、訪問介護事業所などの在宅サービスにも広げてもらいたいといったお話も聞いているところでございます。

○赤根広介委員 この事業につきまして、検討協議会において、訪問介護事業者に対する人材派遣や、人材派遣会社における人材教育の必要性についても指摘をされているわけでありまして。

事業内容の改善にどのように取り組むのか、伺います。

○宮澤人材確保担当課長 事業内容についてであります。本事業によって介護事業所等に派遣される方については、希望に応じて、職場見学や復職を支援する研修に参加する機会を設けるとともに、派遣期間中は、受け入れ事業所と連携して、日常的な業務を通じたOJT研修にも十分配慮しながら取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、今年度の事業成果も見きわめながら、検討協議会からありました、在宅系サービス事業所での事業展開を求める声なども踏まえるとともに、今後は、受け入れ事業所からの意見も伺うなどして、受け入れる側にとっても有効な人材確保となるよう、取り組みの充実を図ってまいりたいと考えております。

○赤根広介委員 ぜひ、必要な改善に確実に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次の介護未経験者に対する研修支援事業、さらには福祉人材センター運営事業、この二つにつきましても、先ほどの質疑で承知をいたしましたので、割愛させていただきます。

次に、中高齢者の人材確保についてお伺いいたしますが、道では、地域人材を活用した労働環境改善事業を実施しており、地域の高齢者や主婦などの未就業者を活用した事業に取り組んでいると承知しております。

国におきましては、今年度より、介護の未経験者である中高年者に介護の職場に関心を持ってもらうため、基本的な知識や技術を身につけられる入門的研修を導入しております。

道の対応状況と今後の取り組みについて伺います。

○宮澤人材確保担当課長 介護に関する入門的研修についてであります。厚生労働省では、本年3月、社会保障審議会からの報告を踏まえ、介護人材の裾野の拡大に向け、より多くの方が介護を知るきっかけとするとともに、介護分野で働く際の不安を払拭できるよう、入門的研修のカリキュラム等を定めたところでございます。

本研修は、介護職員初任者研修などの法定研修と異なり、任意研修でございますが、都道府県や市町村が実施主体となり、介護未経験者が、介護に関する相談先の所在を初め、介護予防体操や生活支援技術などの基本的な知識や技術について、21時間以上行うものとなっております。

道といたしましては、こうした研修を実施することは、介護人材の裾野を広げ、中高齢者など、多様な人材の参入を進める上で有効であると考えており、今後、人材確保対策推進協議会などで、開催方法などの研修のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○赤根広介委員 全国的には、8月23日の時点で、既に16の都府県で実施をされているようでありまして、今、多分やるという御答弁だったと思いますので、早期にあり方を検討して、実施し

【第1分科会 11月9日 第3号】

ていただければと指摘させていただきます。

次の介護事業者協同化促進事業につきましても割愛させていただきます。

介護分野における外国人の受け入れなどについて、何点か伺いをいたしますが、現在開会中の臨時国会におきましては、外国人労働者の受け入れ拡大に向けた新たな在留資格を創設する出入国管理法改正案が連日議論されております。政府は、来年4月の新制度スタートを目指していると承知しております。

改正案における新資格創設は、深刻化する人手不足を補うのが狙いと言われておりまして、特定技能1号と2号の2種類があり、1号は、即戦力の外国人が対象で、試験において、相当程度の知識または経験を必要とする技能と、一定の日本語能力を証明するか、技能実習3年を修了すれば取得することができるとされております。

この1号には介護業も含まれており、最長で5年の在留が認められることとなっております。

一方で、昨年11月には、外国人技能実習制度に介護職種が追加されるなど、介護分野における外国人の就労環境は転換期を迎えているわけであります。

このような状況を踏まえて、数点伺いますが、道では、介護職種で働く外国人を人材確保の視点からどのように位置づけ、就労の受け入れ環境の整備、養成に取り組んできたのか、まず伺います。

○宮澤人材確保担当課長 これまでの取り組みについてであります。外国人が国内で介護職員として就労するためには、経済連携協定——EPAに基づくものなどのほか、国外への介護技術の移転を目的とする技能実習制度がありますが、いずれも、介護人材不足を外国人材で補うことを目的とした制度と位置づけられているものではございません。

一方、道内では、平成21年度以降、EPAに基づく介護福祉士候補者が就労しており、受け入れた施設では、こうした方々が滞在期間中に介護福祉士の資格を取得できるよう、日本語や介護分野の専門学習の支援を行っていることから、道では、受け入れ施設が行う学習支援に対する助成などを行っているところであり、第7期計画におきましては、介護職員等の資質の向上の取り組みの一つとして位置づけているところでございます。

○赤根広介委員 計画で、資質の向上の取り組みの一つとして位置づけているということですが、外国人の介護人材自体の位置づけというのはまだされていないのかなと受けとめさせていただきます。

次に、外国人技能実習制度における技能実習生の受け入れ環境の整備にどのように取り組んできたのか、伺います。

○宮澤人材確保担当課長 技能実習生の受け入れについてであります。外国人技能実習制度につきましましては、昨年11月、対象職種に介護が追加されたところであり、道内での技能実習生の受け入れは、本年10月末現在で1名となっているところでございます。

また、道内においても、受け入れ事業者による技能実習が適正に実施されているかどうかなどの監査を行う監理団体の整備も進んでいるものと承知しており、道では、今年度から、新たに、

介護サービス事業所や法人の担当者向けに、技能実習制度を含む外国人材の受け入れ制度への理解の促進を図るための研修事業を実施するなど、受け入れ環境の整備を図ることとしたところであり、今後、外国人材の受け入れ数は増加していくものと考えているところでございます。

○赤根広介委員 今年度は研修事業を実施しているという御答弁であります。

計画上は、既に4カ所で行っているというふうに思いますが、その実績についてお伺いをいたします。

○宮澤人材確保担当課長 研修事業についてでございますが、研修会は、札幌市、旭川市、函館市、釧路市の道内の4カ所で開催しております、定員の250名に対して228名で、各会場とも8割以上の参加率で開催されたところでございます。

○赤根広介委員 非常に関心が高いというふうに思うわけですが、その際、参加者からはどのような意見が寄せられたのか、研修の内容についてお伺いをいたします。

また追ってお知らせをいただければというふうに思います。

それで、実績についてお伺いをいたします。

先ほど、技能実習生の受け入れは10月末現在で1名ということではございましたけれども、全体で、介護現場で働く外国人の就労者数はどうなっているのか、お伺いをいたします。

○宮澤人材確保担当課長 外国人材の就労者数についてであります。道内では、本年10月末現在、EPAに基づく介護福祉士候補者が9名のほか、留学生として来日し、道内の介護福祉士養成施設を卒業後、日本の介護福祉士の資格を取得し、特別養護老人ホームなどで勤務している者が12名、外国人技能実習生として、グループホームで実習中の者が1名となっているところでございます。

○赤根広介委員 次に、道内における介護福祉士の養成課程がある専門学校などの養成施設における入学状況、そして留学生の割合、さらに、卒業生の就職先が介護分野の職場である割合が過去3年間でどのようになっているのか、伺います。

○宮澤人材確保担当課長 養成施設における留学生の割合などについてであります。道内の過去3カ年における養成施設への入学状況は、平成27年が575名、28年が483名、29年が367名となっております。このうち、外国からの留学生は、平成27年が2名、28年が13名、29年が9名となっており、その割合は、入学生全体の1%から3%程度となっているところでございます。

また、介護分野への就職状況ですが、卒業生がいなかった平成27年を除きまして、平成28年の卒業生2名のうち1名が就職、それから、29年の卒業生13名のうち11名が就職し、85%となっているところでございます。

○赤根広介委員 平成29年の卒業生13名のうち11名、85%ということで、まだ母数は少ないわけではありますが、非常に急増していることが数字上からも読み取れます。

そこで、国は、介護職種で来日する外国人技能実習生が日本語や専門知識を学習する費用を補助する制度を新設する方針を示しているわけでありまして、来年4月からの運用を目指しております。

【第1分科会 11月9日 第3号】

補助対象は、日本語学校への通学費用、実習生を受け入れる介護施設への日本語講師の派遣費用などを想定しており、いわゆる日本語要件が来日を阻む要因とならないよう支援をするわけでありませう。

道内における日本語学校の設置状況についてお伺いをいたします。

○宮澤人材確保担当課長 道内の日本語学校の設置状況についてであります、本年10月現在で法務省が告示しております、外国人が留学することのできる日本語教育機関は、道内では、札幌市で8カ所、恵庭市で2カ所、東川町で2カ所、函館市と旭川市でそれぞれ1カ所、合計で14校が設置されているところでございます。

○赤根広介委員 他県におきましては、外国人の介護分野への就労を支援するため、介護職員初任者研修と日本語研修、そして、介護施設での実地研修を無料で受けられるようにするなど、就労支援制度を設けている事例もあると承知しております。

道として、外国人の就労支援にどのように取り組むのか、所見を伺います。

○京谷福祉局長 外国人の就労支援についてでございますが、これまでも、道内の一部の事業所等では、EPAや介護の在留資格、外国人技能実習制度を活用した受け入れを検討する動きがありますことから、道では、こうした事業所等に対し、それぞれの制度の仕組みや、受け入れに当たっての留意点などを内容とする研修を実施いたしますとともに、EPAに基づく候補者への資格取得支援にも取り組んできたところでございます。

こうした中、就労を目的とした新たな在留資格である特定技能を創設する、出入国管理及び難民認定法の改正案が、今月、閣議決定をされ、衆議院に上程されるなど、国の動きも加速しております、道といたしましては、今後、そうした国の動きを十分注視いたしますとともに、雇用や教育分野の行政機関、事業所、職能団体で構成する介護人材確保対策推進協議会から御意見を伺うなどいたしまして、人材確保のための外国人材の受け入れに対する支援のあり方を検討してまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 今、国会でもさまざま議論されているわけでありませうが、国の責任においてしっかりと制度設計をするべきだというふうに思います。

しかし、一方で、北海道としては、介護人材について、2025年にピークを迎えるほどの不足があるというのは、計画でも明らかになっているわけでありませう。

今、局長から、人材確保のための外国人材の受け入れに対する支援のあり方を検討してまいりたいという答弁がありました、例えば、北海道の医療計画は2025年を目標にしている一方で、第7期計画は平成33年3月までの計画となっております、計画の整合性が全く図られていないとかと言うつもりはないのですけれども、やはり、2025年のピーク、そして、その先のいわゆるピークアウトをしっかりと見据えた人材確保計画を今の時点から検討し、策定していかなければいけないのじゃないのかなと私は思うわけでありませう。

この点は、介護に限らず、そのほかの人材確保策についてもあわせて知事にお伺いをしたいと

思いますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。

次に、認定制度についてお伺いをいたしますが、国におきましては、介護職員のスキルやリーダーシップを全国共通の物差しで評価、認定し、人材育成や職場定着を図る介護プロフェッショナルキャリア段位制度を実施していると承知しておりますが、検討協議会におきましては、道独自の制度についての提案もなされております。

この必要性についての道の認識と今後の対応を伺います。

○宮澤人材確保担当課長 介護事業所の評価制度についてであります。道では、これまで、介護事業所団体等で構成する協議会におきまして、人材育成等に取り組む事業所に対する評価制度の導入について検討してきたところでございます。

事業所団体からは、評価するための仕組みづくりや、認証、評価の客観性の担保の問題、他県でも導入しているのは約3分の1にとどまっている実態にあることなどの意見が出されまして、導入に向けては、課題が多く、なお検討を要するとされているところでございます。

こうした中、国では、各都道府県における評価制度の普及に向けて、ガイドラインを策定するため、先進県の制度設計や事業の展開方法などを調査中であり、道といたしましては、今後示される国のガイドラインをもとに、改めて、協議会で制度の導入について検討協議を行ってまいりたいと考えております。

○赤根広介委員 ぜひ、時期を逸することなく、検討を早急に進めていただきたいと指摘させていただきます。

また、検討協議会におきましては、介護人材を養成するための介護福祉士修学資金等貸付金に関して、高校在学中に修学資金の貸し付けについて仮決定がされないため、中・高生などの若者にこの制度の活用を周知することが難しい、こういった指摘があったところであります。

この点の道の認識と今後の対応について伺います。

○宮澤人材確保担当課長 介護福祉士修学資金等貸付金についてでございますが、この資金の貸し付けに当たりましては、貸付窓口となっている介護福祉士養成施設等からの推薦を受けた借入希望者が、入学後、申請手続きを行い、実施主体である北海道社会福祉協議会で貸付決定をしているところでございます。

また、道の介護福祉士修学資金等貸付事業運営要領では、貸付対象者の選定を入学決定前に行うことも差し支えないものとしており、検討協議会から意見がありました高校在学中の仮決定も可能でありますことから、道として、実施主体である道社会福祉協議会や、窓口である養成施設とも協議してまいる考えでございます。

○赤根広介委員 仮決定も可能であるとしながら、なぜ、検討協議会でこういう意見が出るのか、私は腑に落ちないわけでありまして、しっかりとした連携が本当に図られているのか、若干疑問が残るわけでありまして、しっかりとした対応を求めておきたいと思っております。

最後になります。

さまざま伺ってまいりましたが、今後、さらなる高齢化の進行あるいは人口減少により、介護

を取り巻く環境が一層厳しさを増すことが見込まれることから、先ほども触れましたように、国の動向などを注視しながらも、介護職員の人材確保に向けた一層の取り組みの強化が必要と考えるわけであります。

また、検討協議会におきましても、今後のピークアウトの時期を見据えた長期ビジョンの必要性についても意見が出されているわけであります。

多様な人材の就労促進や職場定着、さらには離職防止の促進などを図り、地域ニーズに応じた介護サービスの提供体制の確保にどのように取り組むのか、最後に所見を伺います。

○佐藤保健福祉部長 人材確保の取り組みについてでございますが、全国を上回るペースで進行する人口減少や少子・高齢化に伴いまして、今後一層の介護需要の増加が予想されている本道では、質の高いサービスの提供体制を確保することは喫緊の課題と認識いたしております。

このため、道では、本年4月にスタートした第7期介護保険事業支援計画の基本方針に、人材確保の充実を位置づけたところございまして、今後とも、介護に携わる方々のお考えや御提言等をさまざまな機会を通じてお伺いするなどいたしまして、高齢者や主婦など多様な人材の参入や、職場環境の改善による定着、離職防止といった即効性のある施策と、幼少期からの、福祉、介護に対する理解の促進など、長期的な視野に立った取り組みを同時に進めるなどいたしまして、介護人材の総合的な確保対策に取り組み、高齢者の方々が、住みなれた地域で安心して暮らすことができる、本道の実情に合った体制づくりを進めてまいる考えでございます。

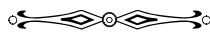
○赤根広介委員 介護人材の確保につきましては、確かに、難しい面はさまざまあるのですけれども、喫緊の課題と位置づけながらも、どうもまだ取り組みの方向性がしっかり定まっていないのかなど、そんな気がしてならないわけでありますので、全般的に知事にお聞きをしたいと思えます。委員長のお取り計らいを重ねてお願い申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○藤川雅司副委員長 赤根委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時37分休憩



午後2時59分開議

○道見泰憲委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

保健福祉部所管にかかわる質疑の続行であります。

阿知良寛美君。

○阿知良寛美委員 通告に従いまして、保健福祉部所管事項について、以下お伺いをいたします。

初めに、介護保険制度における住宅改修費についてであります。

介護保険制度は、誰もが生きがいに満ちた老後を迎えるため、介護を必要とする状態になって

も、できる限り自立した日常生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉サービスが総合的、一体的に提供され、社会全体で介護を支えていく仕組みとして、平成12年度に創設され、現在に至っております。

介護保険サービスは、要介護認定を受けた被保険者のうち、居宅において介護を受ける方が、事業所から、訪問介護や通所介護など指定居宅サービスを受けた場合、いわゆる現物給付により、サービスにかかわる費用の1割から3割が自己負担となっておりますが、自宅の手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたときには、一旦、全額を支払い、20万円を上限に、費用の7割から9割が支給される償還払いが原則となっております。

しかしながら、この償還払い方式では、利用者の最初の負担が大きくなるため、市町村によっては、訪問介護や通所介護と同様に、代理受領方式を取り入れており、利用者は最初に10割を負担しなくてもよいといったメリットがあります。

道内の住宅改修費の状況について、以下伺ってまいります。

まず、道内で住宅改修費の代理受領を実施している市町村数についてお伺いいたします。

○道見泰憲委員長 高齢者保健福祉課長野崎耕二君。

○野崎高齢者保健福祉課長 住宅改修費における代理受領の実施状況についてでございますが、国が実施した平成29年度介護保険事務調査の結果におきましては、平成29年4月1日現在、道内の139市町村が代理受領方式による現物給付を実施しているところでございます。

○阿知良寛美委員 139市町村が実施しているということですから、40市町村はまだ実施していないということであります。

次に、どのような内容の住宅改修が行われ、どの程度、代理受領が行われているのか、お伺いをいたします。

○野崎高齢者保健福祉課長 住宅改修などについてでございますが、道が本年10月に実施いたしました、平成29年度における住宅改修費の支給状況などに関する市町村への調査の結果におきましては、手すりの取り付けについては、支給件数の1万4955件のうち、代理受領が1万3097件で、給付費の約9億7800万円のうち、代理受領が約8億4300万円となっております。

また、段差の解消につきましては、支給件数の2065件のうち、代理受領が1677件で、給付費の約1億2400万円のうち、代理受領が約9300万円となっているなど、改修全体では、支給件数の2万6120件のうち、代理受領が2万2683件で86.8%、給付費の約18億2500万円のうち、代理受領が約15億5500万円で85.2%の実施状況となっているところでございます。

○阿知良寛美委員 高齢化の進行に伴いまして、要介護者が今後ますます増加することが見込まれる中、自立支援を進めていく上で、住宅改修の代理受領については、さらに多くの市町村で取り組むべきと考えますが、今後の道の取り組みについてお伺いをいたします。

○道見泰憲委員長 高齢者支援局長鈴木隆浩君。

○鈴木高齢者支援局長 今後の取り組みについてでございますが、要介護の高齢者の方々が安心して在宅生活を送る上で、自宅のバリアフリー化などを図る住宅改修は有効なサービスであり、

【第1分科会 11月9日 第3号】

その給付に当たりましては、利用者の利便性を高めることや、サービスを効率的に提供する観点から、代理受領をより普及させていく必要があるものと認識しております。

このため、道といたしましては、今後、住宅改修における代理受領方式がより多くの市町村で実施されるよう、このたびの調査結果も踏まえ、未実施の市町村に対し、積極的に働きかけるなどいたしまして、普及促進に取り組んでまいります。

○阿知良寛美委員 ことしの4月から6月にかけての3カ月間、私どもの党として、全国で100万人の訪問調査を実施しました。私も、700件近く訪問して、介護とか子育て支援、中小企業、さらには、防災、減災にかかわるアンケート調査を実施したのです。

その中で、介護については、現在、介護を受けている人、もしくは、まだ受けていないけれども、将来的にはという方に対して調査しましたが、介護を受けている方では、家族の負担が大きいという回答が58%ございました。さらに、将来的に介護を受けるときの要望としては、自宅で介護サービスを利用したい、こういったアンケート調査の結果が出てございます。

補助は20万円が上限で、1割から3割の自己負担で改修できるのですがけれども、例えば、20万円としても、後から戻ってくるとはいえ、一旦、全額をそろえることはやっぱり大変だろうというふうに思います。

それで、受領委任払いという制度があるわけですから、今後も、住みなれた地域で暮らし続けるということを進めていくのであれば、窓口は市町村になるわけでありましてけれども、ぜひ、制度の趣旨に沿った手だてを進めていただきたいと思います。

続きまして、予防接種費用についてであります。

定期予防接種は市町村に実施義務があり、これにかかわる費用は市町村が負担していることから、接種者には負担が発生していないものの、いわゆる里帰り出産等で居住地以外の市町村で実施した場合、接種者に一時的に費用負担が発生することがあります。

この負担は、接種者が地元市町村に戻った際、償還払いで還付してもらうことができますが、私は、こちらについても、居住地以外の医療機関と委託契約を行うなどして、市町村から医療機関へ費用を直接支払うことにより、接種者の費用負担を発生させない仕組み、いわゆる受領委任払いができるようにすべきと考えます。

そこで、以下伺います。

まず、道内で保護者が里帰りをしている場合、居住地以外の医療機関と委託契約をし、予防接種の受領委任払いを実施している市町村数についてお伺いをいたします。

○道見泰憲委員長 地域保健課長及川忠弘君。

○及川地域保健課長 道内の状況についてであります。市町村において、保護者が里帰りをしている場合に、居住地以外の市町村に所在する医療機関と委託契約を締結し、予防接種費用を市町村から医療機関へ直接支払う仕組みを有している市町村は、道内では、平成30年10月末現在、14市町村と承知しているところでございます。

○阿知良寛美委員 少子化が進む中、保護者の負担軽減となる受領委任払いについては、今、14

市町村ということでありましたけれども、さらに多くの市町村で取り組むべきと考えます。今後の道の取り組みについてお伺いをいたします。

○道見泰憲委員長 健康安全局長竹縄維章君。

○竹縄健康安全局長 今後の取り組みについてであります。定期予防接種の実施に当たり、市町村は、国が策定した定期予防接種実施要領において、保護者の体調不良等のため、里帰り先から、長期間、居住地に戻ることができないなどの理由により、居住地で定期接種を受けることが困難な方に対し、居住地以外の医療機関と委託契約を行う、居住地の市町村長から里帰り先の市町村長へ予防接種の実施を依頼する、居住地の市町村長が定期接種の対象者から事前に申請を受け付けた上で償還払いを行うなどの配慮を行うこととされております。

道といたしましては、今後、こうした国の要領を踏まえ、市町村に対し、道内の状況や取り組み事例を情報提供するなどして、子育て家庭が予防接種を受けやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 次に、地域連携クリティカルパスについてお伺いをいたします。

医療の高度化、専門化が進む中、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病などの生活習慣病については、医療機関同士が連携し、急性期から回復期、維持期まで、切れ目のない医療サービスを提供することが求められているものと考えます。

道では、こうした生活習慣病に係る医療連携体制の整備を図るため、地域連携クリティカルパスの導入の推進に向け、どのような取り組みを行ってきたか、お伺いをいたします。

○道見泰憲委員長 がん対策等担当課長築島恵理君。

○築島がん対策等担当課長 地域連携クリティカルパスの取り組みについてでございますが、道では、医療計画に基づき、急性期から回復期、維持期まで、切れ目のない適切な医療が提供されるよう、各圏域において、市町村や医師会、中核となる病院等が、地域の実情に応じた取り組みを協議検討する保健医療福祉圏域連携推進会議等の場を通じて、地域連携パスを活用した医療連携体制の充実を図ってきたところでございます。

また、地域連携パスとして、NPO法人北海道医療連携ネットワーク協議会で作成した、脳卒中・急性心筋梗塞あんしん連携ノートの普及に努めるとともに、平成29年度からは、ネットワーク協議会の協力を得ながら、保健・医療・介護関係者を対象とした研修会を開催するなど、地域連携パスを効果的に活用できる人材育成にも取り組んでいるところでございます。

○阿知良寛美委員 ただいまの答弁で、平成29年度から人材育成のための研修会を開催しているとのことでしたが、具体的にどのような内容で実施しているのか、お伺いをいたします。

○築島がん対策等担当課長 人材育成についてでございますが、平成29年度は、地域連携パスの効果的な運用方法について検討している圏域や未導入の圏域の7カ所において、保健、医療、介護の領域の専門職の方々を対象に、ネットワーク協議会の構成員である大学の教授、地域連携パスの中心となっている病院の医師による講義などの研修会を実施したところでございます。

【第1分科会 11月9日 第3号】

研修会では、地域連携パスを用いて診療情報や診療計画を共有することの必要性及び有効性、あんしん連携ノートの効果的な活用方法などの理解を深めることにより、各圏域において、地域連携パスを活用した関係機関の連携や、再発予防のための患者教育を効果的に実施できる人材の育成に取り組んでいるところでございます。

○阿知良寛美委員 地域連携パスの導入の推進に向けて、連携推進会議等において検討されているとのことでありますが、これまでどのような議論がされてきたのか、お伺いをいたします。

○築島がん対策等担当課長 連携推進会議等における議論についてでございますが、地域連携パスの導入の拡大については、圏域ごとに開催している連携推進会議のほか、ネットワーク協議会において議論をしてきたところでございます。

その中では、脳卒中や心筋梗塞等の再発予防のために、診療にかかわる保健・医療・介護関係者が、患者の検査データや服薬状況などの情報を共有するとともに、適切な患者教育を実施することが必要であり、あんしん連携ノートなどのツールを活用することが有効であるとされております。

一方で、地域の医療機関からは、連携ツールへの記載が煩雑であり、時間や手間がかかるなど、地域連携パスの運用に当たっての負担感があるなどの意見が出されていたところでございます。

○阿知良寛美委員 連携推進会議において、連携ツールへの記入が煩雑であり、手間がかかるという意見が出たとのことでありますが、連携ツールの改善の具体的な内容についてお伺いをいたします。

○竹縄健康安全局長 地域連携パスのアプリ化についてでございますが、地域連携パスの導入を推進するためには、連携ツールを使用する際の記入の省力化が効果的でありますことから、今年度、新たに、あんしん連携ノートをスマートフォン向けにアプリ化する事業に取り組んでいるところでございます。

具体的には、このアプリにより、北大、札医大を初め、各医療機関の電子カルテデータの一部を、あんしん連携ノートの情報としてインターネット上に保管し、スマートフォンに表示された情報を本人や家族が容易に確認できるほか、かかりつけ医、地域の保健師、介護関係者と情報を共有することができるようにするものでございます。

これにより、医療機関等の負担軽減に加え、患者にとっても、情報の閲覧が容易になるといった利便性が向上するほか、医療と介護の情報の一元管理が図られることから、地域連携パスの導入拡大が促進されるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 今後、各圏域における医療連携体制の整備に向けて、地域連携クリティカルパスのさらなる普及が必要と考えますが、その普及に向けて、今後、どのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

○道見泰憲委員長 保健福祉部長佐藤敏君。

○佐藤保健福祉部長 今後の取り組みについてでございますが、道では、地域連携クリティカルパスを活用して、医療連携体制の充実を図ってきたところでございまして、今後とも、その導入圏域の拡大を図り、既に導入されている圏域につきましても、このパスがより効果的、効率的に運用されるよう、引き続き、連携推進会議等において検討いたしますとともに、参加する機関や職種を拡大して研修会を開催し、人材育成に取り組むことといたしております。

さらに、今般、新たに開発するアプリの普及拡大を図るなどいたしまして、今後、ネットワーク協議会と連携しながら、地域連携パスの一層の導入促進に向けて取り組み、地域の医療連携体制の整備に努めてまいります。

○阿知良寛美委員 このアプリは非常に有効だというふうに思いますので、電子カルテを導入しているところでは皆さんが取り入れるように、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、外国人に対する医療提供体制についてでございます。

訪日外国人来道者数は、平成29年度で約280万人と、過去最高を更新したところであります。さらに、道では、平成29年2月に策定した北海道インバウンド加速化プロジェクトにおいて、2020年の外国人来道者数の目標を500万人と掲げているところであります。

旅行者の快適性や満足度を高めるための体制整備が急がれるところであると考えます。

そこで、以下お伺いをいたします。

外国人観光客が、旅行中に急な体調不良やけがをした場合などに、速やかに医療機関で適切な医療が受けられるかどうかということは重要であると考えます。

道では、外国人観光客への医療提供についてどのような取り組みをしているのか、お伺いをいたします。

○道見泰憲委員長 医務薬務課長竹澤孝夫君。

○竹澤医務薬務課長 外国人への医療提供に関する取り組みについてでございますが、道では、道内の各医療機関の診療科目や診療時間、対応可能な疾患などの情報を掲載している北海道医療機能情報システムを、本年9月から、英語や中国語など5カ国語に多言語化し、本道を訪れる外国人観光客等が医療を必要とする際、医療機関をみずから選択していただけるよう、情報提供をしております。

また、外国人への医療提供体制のより一層の充実に向けまして、本年度、厚生労働省のモデル事業を活用し、医療、観光、交通など、さまざまな分野の関係者による全道レベルの意見交換会や、外国人観光客が急増しているニセコ地域での意見交換会、在留外国人の意識調査、外国人患者受け入れに関する医療機関の調査を実施しているところでございます。

○阿知良寛美委員 外国人来道者数500万人という目標に向けた取り組みを進める中で、外国人への医療提供体制を整備していくことは、安心、安全な観光地としての価値を高めることにつながるものと考えます。

道は、本年度、厚生労働省のモデル事業を実施しているものと承知しておりますが、この取り組みの進捗状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○竹澤医務薬務課長 モデル事業の取り組み状況についてでございますが、7月に、医療、観光、交通などの関係者による全道レベルの意見交換会を開催し、各団体や民間企業などから、JMIPと呼ばれる、外国人患者を受け入れる医療機関の認証制度や、電話通訳による診療支援、旅行者向けの国内保険制度などの取り組み内容を報告していただき、外国人への医療提供の現状について情報共有を図ったところであります。

また、ニセコ地域におきましては、在留外国人を対象とした意識調査を9月に実施するとともに、8月及び10月に意見交換会を実施し、外国人への医療提供に関する地域の現状を分析しながら、地域として対応可能な取り組みについて検討を行ったところであります。

さらに、現在、道内の医療機関における外国人患者受け入れ状況などを把握するため、道内の病院及び有床診療所を対象とした調査を実施しております。

○阿知良寛美委員 国の事業を活用したモデル事業により、9月に調査を実施したということでもありますけれども、我が国の医療に対する在留外国人の意識や医療機関の対応状況について、実態を把握することが大変有効であると思います。

道ではどのような調査をしているのか、お伺いをいたします。

○竹澤医務薬務課長 道が実施している調査についてでございますが、9月にニセコ地域で実施をいたしました。在留外国人への意識調査では、医療機関の受診に関する状況や医療費の支払い、医療機関への要望などについて調査したところであります。

100名を超える在留外国人の方々に御協力いただきまして、調査結果については現在集計中でございますが、適切な医療を提供する上で重要なポイントとなる医療機関の対応状況につきましては、77%の方が、特に問題ないとされておりまして、17%の方から、うまく意思疎通ができなかったとの回答がありました。

また、医療機関における外国人患者の受け入れ状況などにつきましては、現在、医療機関側の受け入れ体制や受け入れ状況などについて全道調査を実施しているところでございます。

○阿知良寛美委員 これから冬を迎え、倶知安・ニセコ地域では観光シーズンに突入しますが、倶知安・ニセコ地域での取り組みはどうなっているのか、お伺いをいたします。

○竹澤医務薬務課長 ニセコ地域における取り組みについてでございますが、ニセコ地域では、医療機関やドラッグストアなど、地域の関係者が参集する会議を2度開催いたしまして、外国人観光客の増加に伴う対応や、医療提供者側の負担軽減、パスポートの写しを活用した外国人観光客の個人確認の迅速化などについて意見交換を実施したところであります。

現地では、今後、本格的な観光シーズンを迎えますことから、地域として対応可能なものから取り組みを進めていくこととしておりまして、会議での意見を踏まえ、言語によらず、指さしで症状などを伝える人体図の活用や、英語版の管内医療機関マップの宿泊施設などへの配付、ドラッグストアでの多言語表記による対応などにより、外国人に対する医療提供の充実を図ることとしております。

○阿知良寛美委員 道内には、倶知安、ニセコのほかにも多くの観光地があります。倶知安・ニ

セコ地域での取り組み事例を参考に、全道に展開していくことが重要であると考えます。

道では、今後、どのような取り組みを進めていく考えか、お伺いをいたします。

○佐藤保健福祉部長 今後の取り組みについてでございますが、本道を訪れる外国人観光客が増加する中、来年のG20観光担当大臣会合や2020年の東京オリンピックなど、道内においても国際的な大規模イベントが開催される予定でございます。外国人旅行者等に安心して道内に滞在していただくためにも、医療機関における外国語対応などの充実を図りながら、安心して医療サービスが受けられる体制を整備することが重要でございます。

今後、道といたしましては、医療、観光、交通など、さまざまな分野の関係団体や民間企業が実施しております外国人への医療提供に関する取り組みについて、積極的に情報発信を行いますとともに、モデル地域での意見交換会や各種調査の結果などを踏まえながら、道内の医療機関が外国人患者の受け入れに活用していただける指針を策定してまいる考えでございます。

○阿知良寛美委員 終わります。

○道見泰憲委員長 阿知良委員の質疑は終了いたしました。

菊地葉子君。

○菊地葉子委員 それでは、通告に従いまして、伺ってまいります。

初めに、周産期医療の充実についてです。

早産や多胎妊娠の妊婦など、ハイリスク分娩の総分娩数における割合について、周産期母子医療センターにおける直近3年間の推移はどのようになっているのか、伺います。

○道見泰憲委員長 地域医療課医療参事兼医務薬務課医療参事人見嘉哲君。

○人見地域医療課医療参事兼医務薬務課医療参事 ハイリスク分娩についてでございますが、国が、毎年、周産期母子医療センターを対象として実施する、周産期医療体制に係る調査によると、ハイリスク分娩の件数は、平成26年度は1844件で、総分娩数の14.3%、27年度は1891件、14.6%、28年度は2211件、17.8%となっており、ハイリスク分娩数、総分娩数に占める割合ともに、増加傾向にあるところでございます。

○菊地葉子委員 ハイリスク分娩が増加しているとのことで、周産期医療体制の充実が求められるところですが、医師不足を背景に、分娩休止の周産期母子医療センターがあるのが現状です。

地域周産期母子医療センターとして指定されている小樽協会病院は、医師が確保できずに、2015年に分娩休止となっていました。道の皆さんを初め、多くの関係者の尽力により、今年の7月から分娩が再開され、地元で本当に喜ばれております。

小樽協会病院では、安全な分娩を保障するには一定の時間が必要だとのことですが、道は、ハイリスク妊婦の出産に向けて、どのような課題があると認識されているのか、伺います。

○人見地域医療課医療参事兼医務薬務課医療参事 ハイリスク分娩への課題についてでございますが、ハイリスク妊婦の出産に当たっては、切迫早産や新生児の呼吸不全など、胎児、新生児、妊産婦に影響がある場合に備えた体制が必要であるほか、医師や助産師などの医療スタッフが、診療チームとして、ハイリスク妊娠の管理、分娩に対応できる体制を構築することが重要と認識し

ております。

○菊地葉子委員 周産期医療を確保するためには、産科の医師を確保することはもちろんですが、一方で、助産師の確保も重要です。

道内の助産師数の推移や地域の状況はどのようになっているのか、伺います。

○道見泰憲委員長 看護政策担当課長古川秀明君。

○古川看護政策担当課長 助産師の状況などについてでございますが、国が2年ごとに実施する看護職員業務従事者届によりますと、道内の助産師数は、平成24年が1585人、26年が1647人、28年が1671人と、増加傾向にあります。

また、平成28年末における2次医療圏別の就業者数は、札幌圏が906人と最も多く、次いで、上川中部圏が166人、十勝圏が88人、南渡島圏が73人となっており、分娩医療機関が集中する都市部で多くの助産師が勤務しております。

○菊地葉子委員 地域では人材確保がなかなか大変だという声も聞きますが、助産師に、その能力を發揮して活躍してもらうためには、研修などを含め、助産師の経験値を向上させる必要があると考えます。

助産師の育成を行うため、道ではどのように対応されているのか、お伺いいたします。

○古川看護政策担当課長 助産師の人材育成についてでございますが、助産師は、妊産婦の方々が安心して出産するために重要な役割を担っており、数多くの分娩を経験し、実践的なキャリア形成を図ることが必要と考えております。

このため、道では、新人助産師を対象とした研修会の開催や医療機関が行う研修に対して支援を行いますとともに、助産師外来を実施するための知識や実践力の習得を目的とした実践能力向上研修を実施するなど、助産師の専門技術の向上や人材育成に努めているところでございます。

○菊地葉子委員 限られた人員で、外に出た研修参加はなかなか厳しいという声が現場にはあります。何より、今いる現場での出産経験を通して能力を向上させていく、このことが大事だという現場の声もあります。そういう中で、助産師の確保が困難となっている地域の医療機関では、分娩体制の維持にも支障が出ているところもあると伺っています。

都市部の医療機関から地域の医療機関に対して助産師を派遣する事業を行っていることは承知していますが、事業の実施状況と、今後、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○古川看護政策担当課長 助産師の派遣などについてでございますが、地域では助産師の確保が難しい一方で、多くの助産師が勤務する高度医療機関においては、ハイリスクな妊産婦の増加により、正常分娩の介助経験を積み重ねることが難しい状況があり、このため、道では、平成27年度から、助産師出向支援事業を開始し、都市部の医療機関から地域の産科医療機関に助産師を一定期間派遣しているところであります。

平成29年度は、5名を派遣し、助産師のキャリアアップや地域の周産期医療についての理解を深める機会となったほか、派遣先の医療機関においてはマンパワーの確保につながったところであり、今後も、これらの事業を通じ、助産実践能力の向上と助産師の確保に努めてまいります。

○菊地葉子委員 周産期医療の確保に向けて、今後、どのように取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

○道見泰憲委員長 地域医療推進局長三瓶徹君。

○三瓶地域医療推進局長 周産期医療の確保に向けた今後の取り組みについてでございますが、産婦人科医師の不足などによりまして、一部の周産期母子医療センターで分娩を休止するなど、地域の周産期医療体制の確保は大変厳しい状況にあると認識してございます。

このため、道では、産婦人科医師の確保と勤務環境の改善を図るため、平成28年度に、3 医育大学と、地域周産期医療の確保に関する協定を締結いたしまして、産婦人科医師の全科当直業務の免除や、医療クラークの導入に対する支援など、医師の負担軽減を図ってきたところでございます。

今後も、これらの取り組みに加え、医学生が産婦人科を志望するために、医育大学の産婦人科講座に対する支援を行うとともに、地域枠制度による産婦人科医師の配置を行うなどし、地域において安心して出産ができるよう、医育大学との連携を一層図りながら、周産期医療の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○菊地葉子委員 分娩が休止になっている周産期母子医療センターで再び分娩が開始されることが、本当に地域の住民に安心をもたらすものだということを、今回の小樽協会病院の件からも痛感したわけなのですが、地域で安心して出産できる周産期医療体制の確保について、道におかれましては、その責務をしっかりと果たしていただきますよう求めます。

次の質問に移らせていただきます。

妊産婦安心出産支援事業についてですが、この事業の実施状況と、事業に対する道の評価について伺います。

○道見泰憲委員長 子ども子育て支援課長鈴木一博君。

○鈴木子ども子育て支援課長 事業の評価についてでございますが、この事業は、近隣に産科医療機関がない妊産婦の方々の経済的負担の軽減を図るため、一定の条件を設け、平成28年度から、市町村とともに、健診や出産に出向く際の交通費、宿泊費の一部を負担してきたものであります。

事業対象となる99市町村のうち、昨年度は80市町村、本年度は84市町村と、実施市町村の拡大が図られているほか、利用者からは、交通費が助成されることで、育児用品の購入など、家計にかかる負担が軽減されたなどの声があったところであり、道では、こうした取り組みにより、安心して子どもを産むことができる環境づくりに効果があるものと考えております。

○菊地葉子委員 それで、2016年度と2017年度ともに、予算額に対して決算額が大きく下回って、多額の不用額が出ています。その要因について伺います。

○鈴木子ども子育て支援課長 決算額についてでございますが、この事業の予算額は、対象の市町村における前年度の妊娠の届け出数をもとに、全ての妊婦が国の健診基準回数を全て受けるこ

【第1分科会 11月9日 第3号】

となどを前提に積算しております。

こうした中、事業の実施に至らない市町村があったこと、里帰り出産や年度途中での転出等により、健診通院回数が当初の見込みよりも少なかったこと、また、出産に当たって宿泊施設を利用する方が少なかったことなどにより、不用額が生じたものでございます。

○菊地葉子委員 この制度は、分娩可能な産科医療機関から25キロメートルを超える市町村や離島の市町村を対象としていますが、市町村内に分娩可能な産科医療機関があっても、公共交通機関の不便な地域では、通院が困難なところもあります。

25キロメートルという距離設定の緩和措置などによる助成対象の拡大が必要ではないかと考えますが、道のお考えを伺います。

○道見泰憲委員長 子ども未来推進局長花岡祐志君。

○花岡子ども未来推進局長 制度の拡充についてでありますけれども、この事業は、市町村を実施主体といたしまして、妊産婦が通院する際に、移動に要する時間が30分を経過するころから不安が増大する傾向があるといったアンケート調査の結果なども参考に、医療機関までの距離数を基準の一つに設けているものであります。

道では、市町村合併により広域になった自治体もあることや、周産期医療に携わる医師の不足など、妊産婦を取り巻く環境の変化も踏まえまして、次期の子ども未来づくり計画に向けて、事業効果を検証し、市町村の御意見も十分お伺いしながら、安全、安心に出産できる環境の整備に一層取り組んでまいります。

○菊地葉子委員 市町村合併で広域になり、同じ行政区域内の一番近い産院まで、車で30分、バス等を使うともっと時間がかかるという声があるのですね。助成対象の拡大に向けて、ぜひ、前向きに検討していただきますよう求めておきます。

次に、医療費助成等についてお伺いいたします。

道単独の医療費助成について、決算状況を伺います。

○鈴木子ども子育て支援課長 乳幼児等医療給付事業の決算状況についてでございますが、道では、乳幼児等の疾病の早期診断と治療を促進するため、市町村を実施主体として、就学前の通院及び小学校6年生までの入院に係る医療費について、昭和48年から助成を行っているものであります。

平成29年度は、予算額の約30億9000万円に対して、決算額は29億2000万円となっております。

○菊地葉子委員 道内で、多くの市町村が、中卒かそれ以上までの通院、入院への助成を拡大しております。さらに、窓口負担の無料化を実施しています。限られた市町村財政の中で、国保の国庫負担減額のペナルティーを負担しながらも、取り組んでまいりました。

市町村の努力と政策の効果について、また、こうした取り組みに関して市町村間で格差を生じていることを道はどう受けとめ、どう考えるのか、伺います。

○鈴木子ども子育て支援課長 市町村の取り組みについてでございますが、道内の全ての市町村では、道の事業を活用しながら、子どもの医療費助成を行っており、子育て支援を初め、人口減

少対策や、移住、定住など、さまざまな観点から実施されているものと考えております。

一方、自治体が独自に助成措置の拡大を講ずることにより、地域間で格差が生じておりますことから、道では、子どもの医療費助成制度は、国の責任において全国一律に行われるべきものと考えております。

○菊地葉子委員 道が行った子どもの生活実態調査でも、医療が必要なときに受けられなかった経験を持つ方が2割近くとなっておりますし、年収が少ないほど、その割合が高くなっています。お金がない、仕事で病院に行けないなど、子どもに手をかけてやれない状況が明らかになり、衝撃が広がりました。

この実態をどう受けとめたのか、必要なときに医療を受けられないことが、子どもの成長、発達に及ぼす影響をどのように考えるのか、伺います。

○道見泰憲委員長 自立支援担当課長森本秀樹君。

○森本自立支援担当課長 実態調査の結果についてでございますが、道が一昨年実施した調査は、子どもの貧困対策を効果的に推進するため、世帯の経済状況と、子どもの生活や家庭での過ごし方などとの関係を具体的に把握することを目的に行ったところでございます。

この中で、子どもの医療機関受診について、保護者の仕事や金銭的な理由などにより受診をさせなかった経験があると回答があったものであり、道といたしましては、医療費の助成や貸付制度の活用、就業環境の改善などにより、子どもの健やかな成長を支えていく必要があると考えているところでございます。

○菊地葉子委員 医療費の助成が子どもの健やかな成長を支えていく、こういう効果があることは認めていると思います。

それで、毎年、子育て中の女性が中心となって、子どもの医療費の中学卒業までの無料化を要望する署名を集めて、高橋知事宛ての要望書とともに提出しています。

要望書では、子どもがインフルエンザにかかると、家族に感染して、1度の受診で1万円を超える出費が家計を直撃する、虫歯治療に何度も通う必要があっても、お金が心配で、月に一、二回になるよう間隔をあけて通わせる、先生に数日後にまた来てと言われても、お金がかかるから、症状がなければ我慢する、こうした切実な声があふれています。

昨年7月には、医療関係者や教育関係者など、多くの市民が参加して、子ども医療費無料化を求めるネットワークを結成し、ことしの3月までに2万8433名の署名を集め、知事宛てに提出しています。

道民の要望を道はどう受けとめて対応されてきたのか、伺います。

○鈴木子ども子育て支援課長 要望についてでございますが、道といたしましては、少子化対策を一層推進する上で、子育て家庭の経済的な負担軽減を図ることが大変重要と考えており、地域によって医療費の負担に違いがあるほか、生活に影響を及ぼしているといった声も伺っているところであり、国に対し、全国一律の助成制度の創設を求めているところでございます。

○菊地葉子委員 今紹介しましたネットワークなどでは、道に対して医療費助成を求めているわ

【第1分科会 11月9日 第3号】

けなのですが、他府県の取り組みについてもちょっと伺っておきます。

全ての都道府県で何らかの医療費助成の拡大が行われています。

2017年4月1日現在では、外来で、未就学児までの支援は北海道も含めて25道県で、小3以上、高卒も含めると43都道府県ですが、1割負担は北海道だけで、他県では、数百円程度の定額制か、1カ月の上限額が決まっています。

入院では、中学校卒業以降の助成は19都府県で実施しています。上限なしの1割負担は北海道だけであり、子どもの医療費助成については、北海道が一番おけているというふうに私は考えますが、道の認識を伺います。

○鈴木子ども子育て支援課長 道の取り組みについてでございますが、道では、少子化が進む中、子育て世帯の経済的負担の軽減が課題の一つと考えており、これまで、子どもの医療費助成の充実を図ってきたことを初め、多子世帯の保育料の無償化、妊産婦の健診や出産に係る交通費助成など、本道の地域特性も踏まえた独自の施策の実施に努めているところであります。

今後とも、住みなれた地域で安心して出産や子育てができるよう、周産期医療や小児医療の提供体制の整備、子育てに要する経済的負担の軽減など、関係施策を総合的に展開していく考えでございます。

○菊地葉子委員 周産期医療や小児医療の提供体制の整備、また、保育料の軽減など、こういうことで頑張っていらっしゃるのはわかるのですが、やっぱり、子どもの成長、発達を保障する医療費助成については、本当に基本的な健康を守るとか、そういうことにもかかわってくると思いますし、他の都府県、道内の市町村の取り組みや、先ほど紹介した道民の願いをしっかりと受けとめようとするならば、子どもの医療費助成を道としても拡大すべきだと考えますが、このことについてはいかがか、お伺いいたします。

○鈴木子ども子育て支援課長 助成拡大についてでございますが、道では、昭和48年に乳幼児等医療給付事業を創設し、対象の拡大など、必要な見直しを行いながら、市町村とともに制度の安定的な運営に努めてきたところであります。

一方、自治体ごとの取り組みにより、地域間で格差が生じている実態などを考慮いたしますと、国の責任において、全国一律の助成措置を制度化すべきものと考えており、道としては、今後とも、さまざまな機会を通じて、粘り強く国に要望してまいる考えでございます。

○菊地葉子委員 医療費の窓口負担を軽減することによって医療費が増加するという考え方が一部にあります。

ただ、群馬県では、中卒までの窓口負担の無料化の実施前後で、ぜんそくやアトピーなど慢性疾患の受診が2割程度増加し、時間外の受診は減少した、虫歯処置完了者の割合も、助成拡大後に増加し全国平均を大きく上回った、早期受診や定期的な受診で重症化を防ぎ、結果的には医療費を抑制する効果も見られる、このように分析しています。

こうした他県の取り組みや分析結果からも、窓口負担の無料化で無用な受診がふえ、医療費が増加するという考え方の根拠は崩れているのではないかと考えますが、道の認識を伺います。

○花岡子ども未来推進局長 医療費助成の目的についてでありますけれども、医療保険制度における子どもの医療費の患者負担は、義務教育就学前は2割とされておりまして、子どもと保護者が安心して医療機関を受診できるよう、軽減されているところであります。

道においては、これをさらに軽減いたしまして、3歳未満児であれば、初診時の一部負担金を除き、無償とするなど、受診の機会が適切に確保され、必要な治療が受けられるよう支援を行っているものであります。

○菊地葉子委員 医療費の助成について、受診機会が適切に確保され、必要な治療が受けられる支援だとの答弁です。

そういう中で、なお、道の生活実態調査では、お金がなくて受診ができなかったという回答があるわけですね。この状態を放置しておいていいのかということなのです。

東京都では、通院が1回につき200円の自己負担ですが、自治体間でばらつきがあり、200円負担、また、無料というところもあるのです。

そういう中で、東京歯科保険医協会の調査では、窓口負担があるかないかで、歯科検診後の受診率と口腔崩壊状態の子どもの差が明らかなのです。

道は、計画の中に、生まれ育った環境に左右されることのないようにと、法の目的を盛り込み、取り組んできましたし、知事もそう答えてこられました。

貧富の格差によって、子どもが必要な医療を受けられないようなことがあってはならず、全ての子どもが、必要な医療をお金の心配がなく受けられることは、生涯の健康の土台となり、成長、発達、自立を目指す上で欠かせないと考えます。道は、今後、どう取り組むのか。

同時に、一部の助成費ではペナルティーが廃止されていません。国に対して廃止を求めるべきと考えますが、いかがか、伺います。

○道見泰憲委員長 保健福祉部少子高齢化対策監栗井是臣君。

○栗井保健福祉部少子高齢化対策監 今後の取り組みについてでございます。

子どもの医療費助成制度につきましては、これまで、市町村との連携のもと、制度の充実を図りながら、取り組みを進めてきたところであり、こうした中、国に要望をしまいいりました、助成に伴う国保の国庫負担減額措置は、その一部について廃止されたところでございます。

道といたしましては、子育ての経済的負担の軽減や人口減少対策など、さまざまな目的で、子どもの医療費助成を拡大する自治体もあり、地域間の格差が生じている現状を踏まえまして、公平な社会保障制度の観点から、国が全国一律の助成措置を制度化するとともに、国保の国庫負担減額措置を廃止すべきと考えており、引き続き、粘り強く国に要請をしまいいります。

○菊地葉子委員 子どもの健やかな成長を支えていくには医療費助成が必要ということは認めながらも、拡充の要求に対しては、国にその制度化を求めるとの答弁に終始しております。このことは、知事にしっかりとお尋ねしたいと思っておりますので、委員長におかれましては、そのようにお取り計らいをお願いいたします。

次に、保育環境等についてお伺いいたします。

【第1分科会 11月9日 第3号】

過去3年間の待機児童数及び潜在待機児童数の推移と、潜在待機児童数のうち、企業主導型保育事業の利用児童数の状況について伺います。

○鈴木子ども子育て支援課長 待機児童の状況などについてでございますが、札幌市を含めた北海道の待機児童数の推移は、平成28年4月1日現在で94人、29年が65人、30年が129人となっております。

また、保育所への入所希望はあるものの、兄弟と同じ保育所を希望するなどの理由により待機しております、いわゆる潜在待機児童数は、平成28年4月1日現在で1297人、29年が2027人、30年が2391人となっており、このうち、企業主導型保育事業を利用しながら、希望する保育所への入所を待機する児童数は、28年がゼロ人、29年が7人、30年が176人となっております。

○菊地葉子委員 札幌市を中心に、企業主導型保育所の新設がふえています、駅のガード下での設置や園庭がないことなど、保護者からの不安の声も大きいところです。

企業主導型保育所とはどういう施設なのか、御説明願います。

○鈴木子ども子育て支援課長 企業主導型保育事業についてでございますが、国では、平成28年度に、従業員の多様な働き方への対応と待機児童の解消を図るために、日中のほか、必要に応じて夜間や休日に保育を行う施設として、この事業を創設し、公益財団法人児童育成協会が施設整備や運営の助成を行っているものであります。

この事業は、認可外保育施設として、都道府県に設置の届け出が必要であるほか、国の省令により、職員配置や設備などの基準が定められております。

○菊地葉子委員 労働条件も含めて、保育士が働く環境の確保、さらには児童の安全確保の条件整備などが大事と考えますが、これらの要件が確保されているかどうかの把握が必要です。

実地調査等は、誰が、どのように行うのか、お伺いいたします。

○鈴木子ども子育て支援課長 指導監査についてでございますが、道では、国の通知を踏まえて策定した認可外保育施設指導監督要綱に基づき、政令市や中核市を除く、企業主導型保育事業実施者に対し、子どもの処遇を初め、施設の運営状況を確認するために、振興局が、年に1回または2年に1回、立入調査を行っております。

また、児童育成協会は、助成を行う全ての施設に対し、運営及び助成金の経緯を確認する立入調査を年に1回実施しているところであります。

○菊地葉子委員 東京都では、企業主導型保育所の保育士が一斉に退職するという事態が起きて、児童が行き場所を失うことになっていると報道されています。

また、企業主導型保育所については、設置の審査が緩く、トラブルの可能性はこれまでも指摘されてきました。

何より、児童の保育環境に支障を来すトラブルを避けるために、今後、どのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

○花岡子ども未来推進局長 今後の取り組みについてですが、道では、企業主導型保育事業において、適切な保育の提供や労働環境が確保されるよう、毎年、事業実施者に運営状況の報告を求

めますとともに、定期的な立入調査や指導を行っているところであります。

道といたしましては、引き続き、計画的な立入調査を行い、不適切な運営が認められた場合には、児童育成協会や国へ情報提供を行いながら、改善勧告等、法令に基づく必要な措置を講じるなどいたしまして、保育の安全や適切な勤務環境の確保に努めてまいります。

○菊地葉子委員 次に、待機児童の解消に向けた道の保育士確保の施策について、何点か伺います。

まず、保育士確保に向けたこれまでの主な施策についてお伺いします。

○道見泰憲委員長 人材確保担当課長宮澤宏君。

○宮澤人材確保担当課長 保育士確保に向けた取り組みについてであります。道では、これまで、保育士の確保を図るため、国に対して処遇改善を要請することを初め、保育事業者へ職場環境の整備などを働きかけるとともに、保育士資格の取得を目指す学生や、潜在保育士の再就職などを支援する返還免除型の貸付事業の実施や、再就職支援研修などの取り組みを実施してきたところでございます。

○菊地葉子委員 これまでの取り組みの成果と評価についてお伺いいたします。

○宮澤人材確保担当課長 取り組みの成果についてであります。保育士の処遇改善につきましては、平成29年度から、一定の技能や経験がある保育士に対し、月額で最大4万円の措置が加わる新たな処遇改善の仕組みが追加されるなどの賃金改善が図られているほか、平成29年度から実施している返還免除型の貸付事業におきまして、修学資金や再就職準備金等が活用されており、将来の保育士を含めた保育士確保策に一定の効果があるものと考えているところでございます。

○菊地葉子委員 待機児童の解消に向けた受け皿を整備されていると思いますが、受け皿を整備しても、待機児童を生み出している保育士不足についての認識を伺います。

○宮澤人材確保担当課長 保育士不足についてであります。待機児童につきましては、出産後、早期に復職や就労を希望する方が増加するなど、保育に対する需要が増加していることや、保育の担い手となる保育士の不足も要因の一つとなり、待機が発生しているものと認識しているところでございます。

道といたしましては、市町村と連携しながら、計画的な保育所の整備を行いますとともに、保育を提供するために必要な人材を確保するため、引き続き、保育士確保に向けた方策に取り組んでまいります。

○菊地葉子委員 道は、保育士の確保について目標を持たないのはなぜでしょうか、お伺いいたします。

○宮澤人材確保担当課長 道の第3期子ども未来づくり計画についてであります。道では、平成27年度からの第3期計画の目標値に、待機児童数ゼロを掲げており、この目標の達成に向けて、市町村が見込んだ保育サービスの提供に必要な保育士等の人数を指標として各年度ごとに盛り込み、市町村との共有のもとで、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備に取り組むこととしているところでございます。

【第1分科会 11月9日 第3号】

道といたしましては、保育所や認定こども園の計画的な整備、地域型保育事業の実施、保育人材の確保など、第3期計画に盛り込んだ各般の施策を着実に推進し、待機児童数ゼロという目標の達成を実現してまいりたいと考えてございます。

○菊地葉子委員 保育所の現場で伺いますと、保育士不足で苦勞されているお話と同時に、処遇改善に力を入れてほしいとの要望があります。

道の調査による、働きたい、また働き続けるための環境改善をと、保育士を目指す人たちの希望に、保育士確保の施策がまだ追いついていないのではないかと、こういう実態だと考えます。

処遇改善に向けての道の認識を伺います。

○鈴木子ども子育て支援課長 保育士の処遇改善についてでございますが、待機児童の解消に向け、計画的に保育所の整備に取り組む中、保育士の確保が課題となっており、保育士の職場への定着と就労の促進を図る観点から、賃金水準の改善や配置基準の見直しが必要であると認識をいたしております。

このため、道では、平成25年度に国が創設した、保育の提供に携わる人材確保を図るための処遇改善加算を初め、昨年度創設された、保育士のキャリアに応じて支給される加算の適用について、市町村や事業者にも周知してきているほか、賃金水準のさらなる見直しなどの処遇改善を国に要望してきているところであります。

○菊地葉子委員 先ほど、待機児童数ゼロに向けて頑張る旨、お話しされましたが、今でも、保育士が足りなくて待機児童が出ているのですね。

待機児童の解消のために、保育士確保は絶対欠かせない問題なのですが、今後、どのように取り組むのか、お伺いいたします。

○道見泰憲委員長 保健福祉部長佐藤敏君。

○佐藤保健福祉部長 今後の取り組みについてでございますが、道では、保育士等の確保を図るため、これまでも、国に対して処遇改善を要請いたしますとともに、保育事業者に対して職場環境の整備などの働きかけを行ってきたところでございます。

今後は、昨年度新たに創設した返還免除型貸付金について、積極的な周知に努めますとともに、本年度から開始したキャリアアップ研修において実施しております、受講者に対するアンケート調査などを活用し、次年度以降、さらに受講しやすい開催方法を検討するなどいたしまして、より多くの方々に受講していただき、処遇改善につなげるなど、取り組みのさらなる充実に努め、保育サービスの提供体制の確保を図ってまいりたいと考えてございます。

○菊地葉子委員 保育所の需要は、その時々々の社会経済情勢に左右されますし、また、高い保育料が入所の足かせになるということも実際にあります。

保育料の無償化が、この後、需要を引き上げることは当然予測されますから、保育士の確保は本当に喫緊で重要な課題でありまして、確保に向けた取り組みが急がれることを指摘し、次の質問に移らせていただきます。

介護事業について伺います。

第6期計画における第1号被保険者数の推計の検証について、まず伺います。

2015年策定の第6期介護保険事業支援計画では、第1号被保険者の人数を2016年度で158万995人と推計しました。実際には159万7421人と、推計よりも1万6426人増加しています。一方、要介護者の人数は、2016年度で32万6578人の推計に対し、実際の要介護者は31万8180人と、8398人少なくなっています。

第6期計画の推計では、第1号被保険者については少なく、要介護者については多く見込んだことになりましたが、なぜ、このような推計だったのか、違いが生じた原因についてどのように分析されているのか、伺います。

○道見泰憲委員長 高齢者保健福祉課長野崎耕二君。

○野崎高齢者保健福祉課長 第6期介護保険事業支援計画における第1号被保険者数などについてでございますが、第6期計画におきましては、厚生労働省からの指針に基づき、各市町村において、みずからが有する人口推計や各種の人口統計等を活用し、現状の人口構造等を踏まえつつ、医療療養病床からの転換による影響や、総合事業、予防給付によって見込まれる効果を勘案して推計した被保険者数や要介護者数を、道全体で積み上げて算定しているものでございます。

計画期間中の2016年度におきましては、こうして推計した数値に比べ、第1号被保険者数が1万6426人上回り、要介護者等の数が8398人下回ったものでございます。

○菊地葉子委員 それで、第6期計画の2020年における要介護者の人数は38万4750人、2025年においては42万8905人と推計したのに対し、第7期計画では、2020年が35万3704人、2025年が39万4782人と、第6期との比較では、それぞれ、3万1046人、3万4123人、下方修正しています。

要介護者の推計人数を少なく見込んだのはどういう理由ですか、お示してください。

○野崎高齢者保健福祉課長 第7期計画における要介護者等の推計についてでございますが、第7期計画におきましても、第6期と同様に、2020年及び2025年の要介護者等の数について推計を行っており、ただいま申し上げましたとおり、2016年度における要介護者等の実績が推計値を下回りましたことから、第6期と比較して、2020年及び2025年の要介護者等の数が下回っておりますが、第7期では、第6期と比較して、直近のデータに基づき推計を行っており、より実態に近い推計値であると考えているものでございます。

○菊地葉子委員 より実態に近い推計値であるということですが、こういう大幅な要介護者の減少が果たして推計どおりになるのか、大変不安に感じるものです。

見込みどおりに減少しなければ、施設の不足、介護人材の不足、事業量全体の不足を招いて、重大な事態になります。

十分な施設や人材を確保して、道民の介護要求に応えることが求められていると思いますが、いかがでしょうか、見解を伺います。

○道見泰憲委員長 高齢者支援局長鈴木隆浩君。

○鈴木高齢者支援局長 第7期計画の推進についてでございますが、高齢化が急速に進行する本

【第1分科会 11月9日 第3号】

道におきましては、介護を必要とする高齢者が今後ますます増加することが見込まれており、住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムを一層推進していくことが重要でございます。

このため、道といたしましては、将来の要介護者等の数などを見込んだ第7期計画に基づき、地域医療介護総合確保基金なども活用しながら、特養等の基盤整備を初め、在宅医療と介護の連携や、人材の養成確保等の各種施策を総合的に展開するなどいたしまして、高齢者とその御家族を支える体制づくりをなお一層進めてまいります。

○菊地葉子委員 介護人材の需要と供給について伺います。

第6期計画において、2017年度の介護職員の需要は9万6200人、供給が9万5500人で、差し引き700人不足という推計でした。実際には、2017年度の介護職員数は推計を3500人下回る9万2000人でした。

第6期計画の推計に当てはめた場合、2017年度の介護職員の需要は何人になりますか、それに対して、供給は9万2000人でしたので、差し引き何人の不足だったのか、明らかにしてください。

○宮澤人材確保担当課長 介護職員の需要数についてであります。第6期計画における平成29年度の介護職員の需要数は、各市町村が平成26年度の計画策定時に推計した将来の介護サービス量の見込みをもとに、国の介護人材需給推計ワークシートを用いて算出したものであり、実数との差は、不足数をあらわすものではないものでございます。

道では、昨年実施した介護職員実態調査で、約半数の事業所が、介護職員が不足していると感じていることや、その人数は1名から2名と約7割の事業所が回答していることなど、多くの事業所が介護職員の確保に苦慮している状況にあると受けとめており、人材確保に向けた一層の取り組みの強化が必要と考えているところでございます。

○菊地葉子委員 再質問します。

第6期計画で、2017年度の介護職員の供給は9万5500人の推計でした。需要よりも700人不足するとしていましたが、実際の介護職員は9万2000人しかいませんでした。介護職員の需要が9万6200人で変わらなかったとするならば、4200人の不足という計算になりますが、こういう評価でいいのかということをお尋ねしたのですね。

第6期計画の介護職員の需要見込みの9万6200人が適正だったのか、実際、介護職員の不足についてしっかり検証されたのか、お答えください。

○宮澤人材確保担当課長 介護職員の需要数についてであります。道が推計した平成29年度の需要数は、市町村が介護保険事業計画に盛り込んだ今後必要なサービス見込み量をもとに算出したものでございます。

この数は、将来のサービス提供に必要な介護人材の見込みを、市町村やサービス事業者、道民の皆様と共有するために、道の計画に記載したものであり、実数との差は、不足数をあらわすものではないものでございます。

○菊地葉子委員　そういう検証の仕方では、どれだけの介護職員が必要だったのかという検証になるのでしょうか。果たして、今後の介護職員の正確な需要予測ができるのかということを目指し、次の質問に移ります。

第7期計画の介護職員数についてですが、第7期計画で、2025年度の介護職員の需要数は11万7000人としています。

2025年度における介護職員の供給は何人と推計しているのか、伺います。

○宮澤人材確保担当課長　介護職員の供給の推計についてであります。近年の入職、離職の動向などを反映した、現状推移による2025年度の介護人材の供給見込み数の推計を厚生労働省が本年5月に公表しており、それによりますと、北海道は9万6935人となっているところでございます。

○菊地葉子委員　2025年度の介護職員の需要数の11万7000人に対して、供給の推計が9万6935人とのお答えでした。差し引き2万65人の不足ということになります。

2017年度の正確な検証はされていないにしても、3500人の不足だったのではないかと推計されますが、その8年後の2025年度に、2万65人の不足へと拡大することは重大です。

このように、人材不足を拡大、深刻化させることについて、どのように責任を感じていらっしゃるのか、問題意識を伺います。

○道見泰憲委員長　福祉局長京谷栄一君。

○京谷福祉局長　介護人材の確保についてでございますが、高齢化の進行に伴う介護需要の高まりなどを背景といたしまして、今後、必要な介護サービスを提供するための人員の確保はますます厳しいものとなっていくことが予想されます。

道では、本年からスタートした第7期計画の基本方針に、人材確保策の充実を位置づけたところでございまして、行政機関や介護事業所団体等で構成する介護人材確保対策推進協議会で分析、評価を行うなどして、今後、計画に沿って各般の施策を進めてまいります。

以上でございます。

○菊地葉子委員　そこで、職員確保策の評価と実効性についてお伺いいたします。

2012年に策定した第5期計画では、離職防止を位置づけています。ところが、2011年度に離職率は16.4%だったものが、2015年度が20.1%、2016年度が20%と、その効果が見られているとは言えません。

若年層に対する介護の魅力の普及啓発という点についても、2005年度、介護福祉士の養成学校の入学者は1518人でしたが、2017年度が367人、2018年度が333人です。

職場定着、離職防止、若年層に対する介護の魅力の普及啓発のいずれをとっても、効果が見られたとは考えられませんが、どのように評価されるのか、伺います。

さらに、実効ある人材確保策について、どのようなことが必要だとお考えですか、お答えください。

○京谷福祉局長　これまでの取り組みなどについてでございますが、道では、これまで、潜在的

有資格者等の臨時的な介護事業所への派遣や、処遇の改善に関する相談支援を通じた職場定着の促進など、即効性のある取り組みに加えまして、介護福祉士を目指す学生に対する修学資金の貸し付けや、若者、主婦、高齢者など、幅広い層に介護の魅力を伝える普及啓発事業など、中長期的な視点にも立って、各種の取り組みを進めてきたところではありますが、一方で、介護事業所の増加や労働力人口の減少などによりまして、介護職員の有効求人倍率は年々上昇を続けている状況でございます。

また、少子化の影響などによりまして、全産業において労働力不足が見込まれる中、養成校の入学者数が減少してきているなど、今後ますます厳しい状況となることが予想されますことから、人材確保をしっかりと進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○菊地葉子委員 離職率は上がり、養成学校への入学者数も減っています。道の施策について、厳しく評価、総括することで、新たな取り組みへと結びつけることができるはずですが、その評価、総括がきちんとされているというふうには考えられない答弁だったと思います。

介護は、本来、魅力ある職業です。人が人であることの尊厳と人権を守り抜く仕事であり、生活史を踏まえたその人らしさを尊重する仕事であります。

しかし、低賃金と過密な重労働の実態から、介護が本来持つべき社会的位置づけが低められています。

これまでの延長線ではない、抜本的な処遇改善を初めとした介護従事者の確保策を強化すべきですが、今後の取り組みについて、決意を含めてお聞かせいただければと思います。

○佐藤保健福祉部長 今後の取り組みについてでございますが、本道は、全国を上回るスピードで高齢化が進んでおりまして、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年度には、さらに2万5000人の介護職員が必要と見込んでおり、その確保は喫緊の課題でございます。

このため、道では、人材の確保に向け、若年層を対象とした介護職の魅力の発信や、多様な人材の就業促進などを進めますとともに、市町村や保健・医療関係団体、福祉関係団体などで構成する協議会において、こうした取り組みの効果を、毎年度、評価、検証してきているほか、国に対しまして、処遇改善や介護職のイメージアップを促進する施策の展開を要望しているところでございます。

今後、道といたしましては、他府県の効果的な取り組みなども参考としながら、介護事業所や職能団体等で構成する協議会において、実効性ある対策を検討し、できるものから取り組んでまいりたいと考えてございます。

○菊地葉子委員 御答弁を伺いましたが、介護の職場の人材確保ということについては、非常に重要な課題でありますので、知事にもぜひ伺いたいと思います。そのようにお取り計らいをお願いいたします。

終わります。

○道見泰憲委員長 菊地委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、保健福祉部所管にかかわる質疑は終結と認めます。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○道見泰憲委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、11月12日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時24分散会